

令和 8 年 4 月 7 日

公 告 書

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号）（以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、「事業計画書」を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、条例第 2 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができます。

1. 事業計画者の名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地

名称及び代表者名	中央土木株式会社 代表取締役 角谷 勝利
所在地	三重県松阪市飯南町粥見 2 3 1 8 番地の 3
連絡先	0 5 9 8 - 3 2 - 8 8 0 0

2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

処理施設の設置場所	三重県松阪市大河内町 6 9 6 番地
処理施設の種類の	破砕施設
処理する産業廃棄物の種類の	がれき類、ガラスくず等
処理施設の処理能力	がれき類 4 6 7 . 2 t / 日 (5 8 . 4 t / h × 8 h) ガラスくず等 4 6 7 . 2 t / 日 (5 8 . 4 t / h × 8 h)

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	① 中央土木株式会社 (三重県松阪市飯南町粥見 2 3 1 8 番地の 3) ② 大河内地区市民センター (三重県松阪市大河内町 7 9 6 番地)
縦覧開始予定日	令和 8 年 4 月 7 日
縦覧時間	① 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ② 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

4. 説明会の開催

日 時	令和 8 年 4 月 2 8 日 1 9 時 ~
場 所	大河内地区市民センター (三重県松阪市大河内町 7 9 6 番地)

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和 8 年 5 月 30 日
提出先	〒515-1411 三重県松阪市飯南町粥見2318番地の3 中央土木株式会社 0598-32-8800
提出方式	持参又は郵送（提出期限日必着）による
様式	規定なし※

※意見書には意見者の住所、氏名、本事業との関係性（計画事業所から 20 m 以内の土地所有者、100 m 以内の住居者の別）、計画事業者、事業所在地、廃棄物の処理施設の種別を明示すること。

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地から意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ（ https://nnkg.jp/ ）に掲載します。

事業計画書

令和 8年 3月 25日

三重県知事 殿

事業計画者

住 所 三重県松阪市飯南町粥見2318番地の3

氏 名 中央土木株式会社

代表取締役 角谷 勝利

電話番号 0598-32-8800

申請代理人

住 所 三重県津市白塚町943番地2

氏 名 行政書士 橋本 尚美

電話番号 090-3552-4574



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	破碎施設を設置して、産業廃棄物処分業として建設用資材等廃棄物の再生製品を加工する。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県松阪市大河内町 696番地
産業廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎プラント施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリートがら、アスファルトがら） ガラスくず等（かわら）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 467.2t/日（8時間） ガラスくず等467.2t/日（8時間） [58.4t×8H]
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別紙 配置図のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	破碎機により粉碎する。（別添カタログのとおり）
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別添カタログのとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	施設からの排ガス、排水は無し。 雨水場内の水は、U字溝、集水樹で水の流れを沈砂池に誘導する。（別紙排水経路図のとおり）
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	施設からの排ガス、排水は無し。
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	屋外で保管するが、悪臭の発生は無し。機器の日常・定期点検を徹底し、作業についても注意を払うほか、敷地境界において騒音：60dB、振動65dBを遵守し、年1回の測定を行う。
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	搬入時にトラックより微量の騒音・振動が発生するが、環境に影響を及ぼすほどではない。粉じんの発生無し（別紙1のとおり）



産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス、排水の発生無し。 周辺地域は山林である。
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガス、排水の発生無し。
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	(別紙 2 のとおり)
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法	
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時 令和 8 年 4 月 28 日 19 時 00 分 ~ 20 時 00 分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数 大河内地区市民センター 20 戸 22 名
	周 知 の 方 法 大河内地区市民センター及びインターネットで周知する。
事業計画書を公告及び縦覧する方法	公 告 の 方 法 自社ホームページ https://nnkg.jp/ 上に掲載する。
	公 告 予 定 日 令和 8 年 4 月 7 日
	縦 覧 場 所 大河内地区市民センター及び本社受付窓口
	縦 覧 開 始 予 定 日 令和 8 年 4 月 7 日
	縦 覧 時 間 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	8 : 00 ~ 17 : 00、方法及び経路は別紙のとおり。
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	8 : 00 ~ 17 : 30 (土日祝日を除く)
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	騒音又は振動に係る指定施設設置届出書提出済 (令和 8 年 3 月 12 日)
事業計画者の連絡先	担 当 部 署 中央土木株式会社 代表取締役 角谷 勝利
	T E L 0 5 9 8 - 3 2 - 8 8 0 0
	F A X 0 5 9 8 - 3 2 - 8 9 0 0

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

【産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画】

(別紙1)

生活環境項目		施設排水の 排出	施設の稼働	保管施設	廃棄物運搬 車輛の走行
生活環境影響調査項目					
大気質	粉じん		○		
	二酸化窒素 (NO ₂)				○
	浮遊粒子状物質 (SPM)				○
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数			○	
水質		○			

(大気質)

- ・設置機械に標準装備されている散水ノズルで処理することから、周辺への粉じんの拡散による影響は軽微であると考えられる。
- ・車両の走行速度を制限(20km/h以下)し、巻き上げ粉じんを低減する。
- ・アイドリングストップを徹底し、排気ガスの排出量を抑制する。
- ・搬入出車両の台数・時間帯を管理し、ピーク時の集中を避ける。

(騒音)

- ・敷地境界上において、騒音レベルは60dB以内であり、基準値を満たしている。
(別添：環境影響調査報告書のとおり)
- ・計画地周辺には民家が存在しないため、施設稼働による騒音が生活環境へ及ぼす影響はない。
- ・車両の走行速度を制限(20km/h以下)し、巻き上げ粉じんを低減する。
- ・アイドリングストップを徹底し、排気ガスの排出量を抑制する。
- ・搬入出車両の台数・時間帯を管理し、ピーク時の集中を避ける。

(振動)

- ・敷地境界上において、振動レベルは65dB以内であり、基準値を満たしている。
(別添：環境影響調査報告書のとおり)
- ・計画地周辺には民家が存在しないため、施設稼働による振動が生活環境へ及ぼす影響はない。
- ・車両の走行速度を制限(20km/h以下)し、巻き上げ粉じんを低減する。
- ・アイドリングストップを徹底し、排気ガスの排出量を抑制する。
- ・搬入出車両の台数・時間帯を管理し、ピーク時の集中を避ける。

(悪臭)

- ・がれき類のみの取扱いのため、悪臭の発生はない。

(水質)

- ・散水は行うものの、軽微であり排水が発生する程度ではない。
- ・敷地外周の側溝末端に素掘の沈砂池を設け、雨水、泥水の流出を防止する。

(NO₂)

- ・1日に数回の走行のため環境への影響は軽微である。

(SPM)

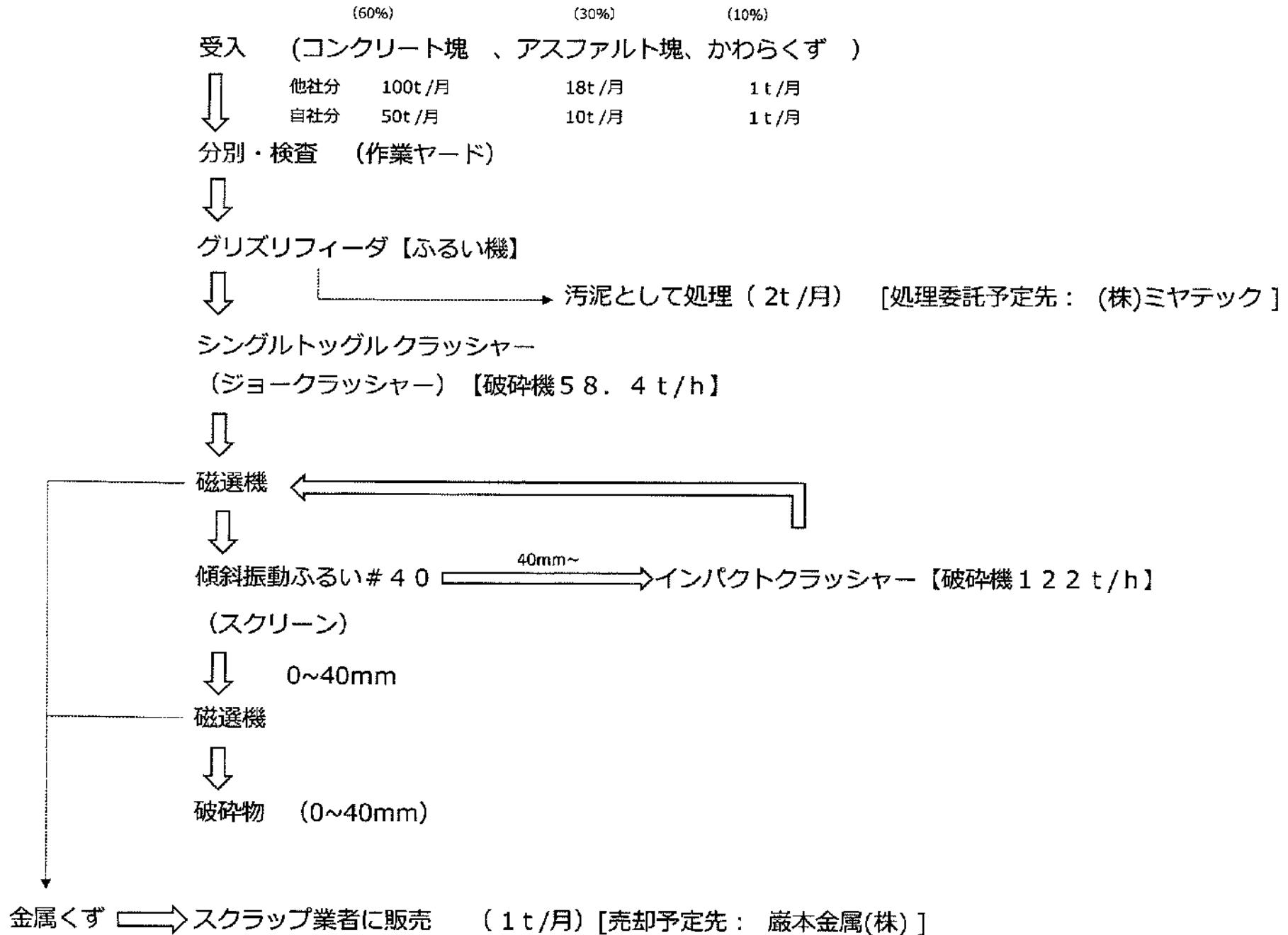
- ・1日に数回の走行のため環境への影響は軽微である。

【産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画】

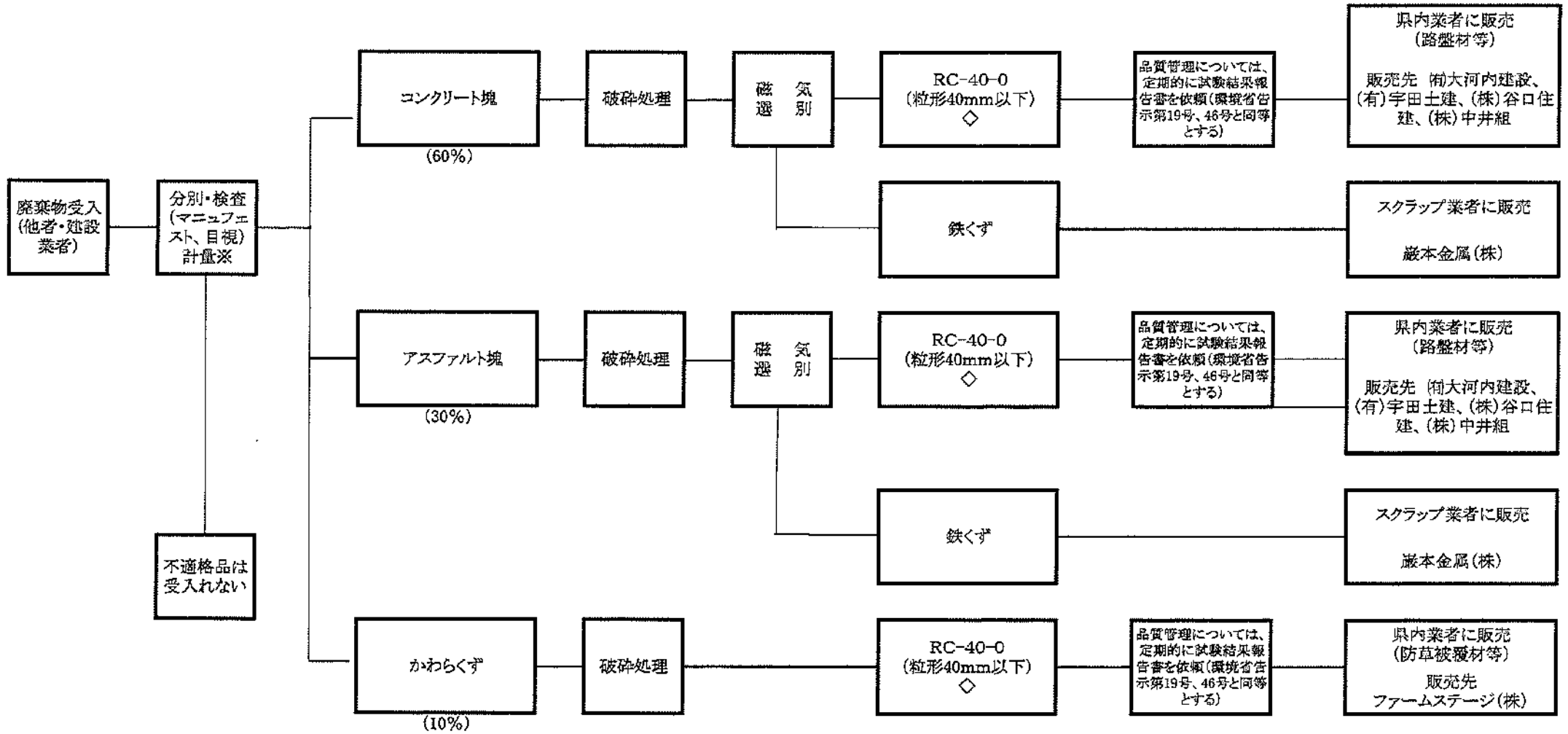
(別紙2)

作業方法	計量は計量器にて行う。
廃棄物の確認	品質の確認を目視にて行い、基準に満たないものは受入しない。
飛散・流出・腐敗・悪臭の防止	機械で作業を行うことにより、飛散・流出を防止する。また、がれきのみでの取扱いであり、悪臭は発生しない。
火災発生防止	施設内においては、火気の使用を禁止する。動力は電力とし、石油燃料は使用しない。
衛生害虫等の発生防止	発生が予測される場合は、適宜薬剤の散布を行う。
騒音・振動の防止	騒音・振動の発生の数値は、敷地境界において騒音：60dB、振動65dBを保つことを遵守する。
定期点検 機能検査	方法　メーカー点検、及び日常点検。 回数　メーカー点検：1回以上/年、日常点検は、使用時毎日。
点検、検査の記録及び保存	記録内容 別添記録表により日常・定期点検を行い、5年間保存する。

処 理 フ ロ ー



【処 理 工 程】



◇安全品質基準

日本産業規格、土壤環境基準(溶出量)は(環境庁告示第46号)、土壤汚染対策法基準(含有量)は(環境省告示第19号)を準用する。

環境安全性管理(検査)については、必要に応じて年間1回程度を実施する。

骨材ふるい分け試験、骨材の単位容積及び実積率試験、粗骨材のすり減り試験、土の液性限界・塑性限界試験、突固めによる土の締固め試験、修正CBR試験をする。

※試験項目

かわらくずについては、目視により異物混入のない適正なもののみ受入れる。

年1回の定期的な溶出試験のほか、古いかわら等は、必要に応じて、溶出試験(環境庁告示第13号)を実施する。

受入基準

以下の事項においてマニフェスト、および目視で確認する。

- ・ヘドロを含むもの
- ・機械に投入できない大きさのもの
- ・石綿含有産業廃棄物
- ・水銀使用製品産業廃棄物
- ・その他、有害物質等を含むものは受入れない。

検査及び品質管理

- ・処理工程における溶出試験を定期的に年1回以上実施する。
- ・必要に応じて、検査頻度の見直し、又は追加を行う。
- ・品質の管理については、排出事業者へ定期的にデータの提供を求めるとともに現場ごとの確認を行い、種類や再生の方法等を適切に設定し確保する。

製品品質基準

項目	(mg/L)	(mg/kg)
	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.003 以下	45 以下
鉛	0.01 以下	150 以下
六価クロム	0.05 以下	250 以下
シアン化合物	不検出	50 以下
砒素	0.01 以下	150 以下
総水銀	0.0005 以下	15 以下
セレン	0.01 以下	150 以下
ふっ素	0.8 以下	4000 以下
ほう素	1 以下	4000 以下

※製品品質基準は、環境庁告示第46号、第19号に定める

溶出量基準(重金属類)同等とする。(9項目クリア)

※製品の分析は、年間一回以上、利用有姿にて行う。

※◇の安全品質基準の項目についても実施する。

再生碎石 RC-40 (路盤材・埋め戻し材・サンドクッション)

【品質規格】

修正CBR試験 30%以上 (JIS A1211 規格)

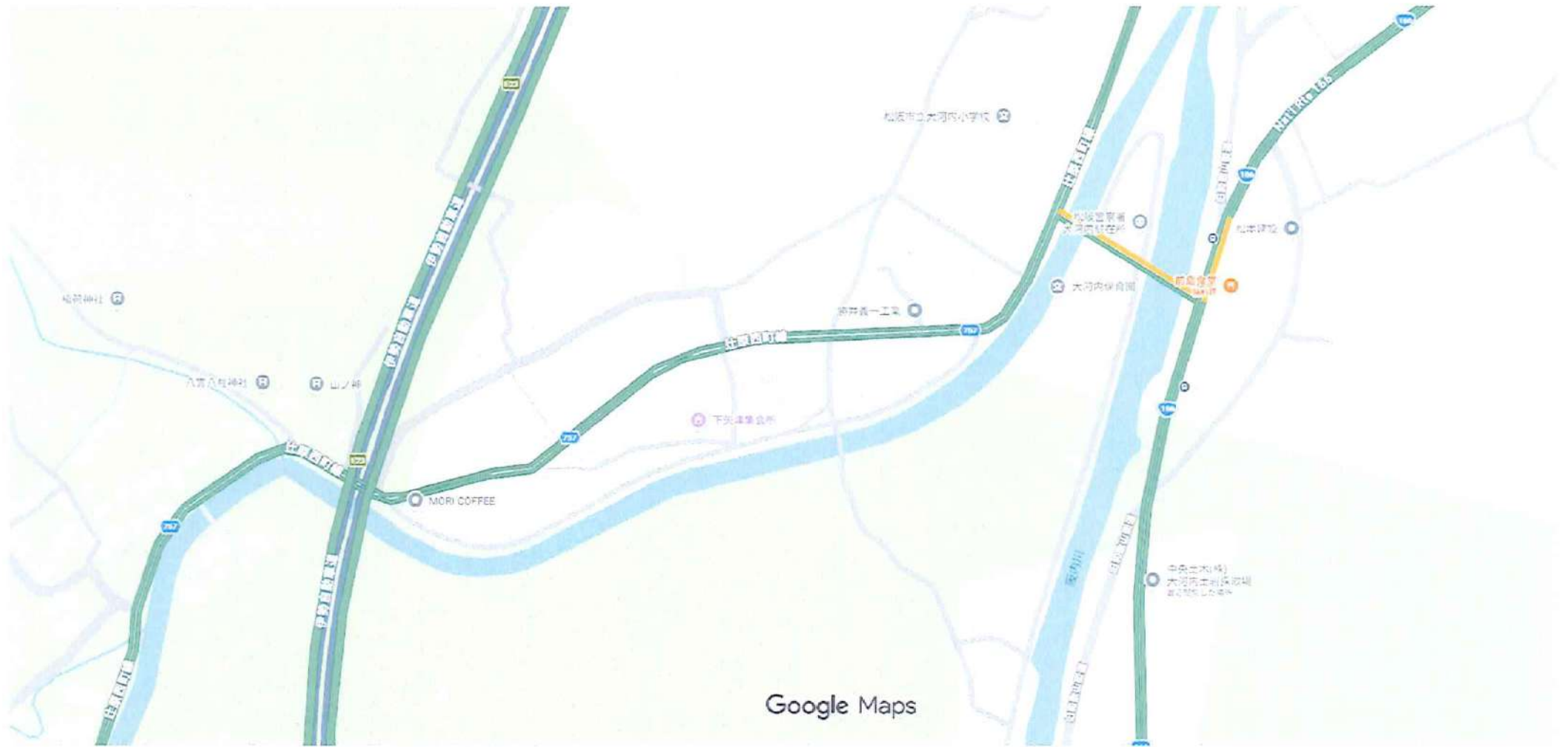
塑性指数 62以下

すりへり減量 50%以下 (JISA 5308 規格)

粒度範囲 40mm

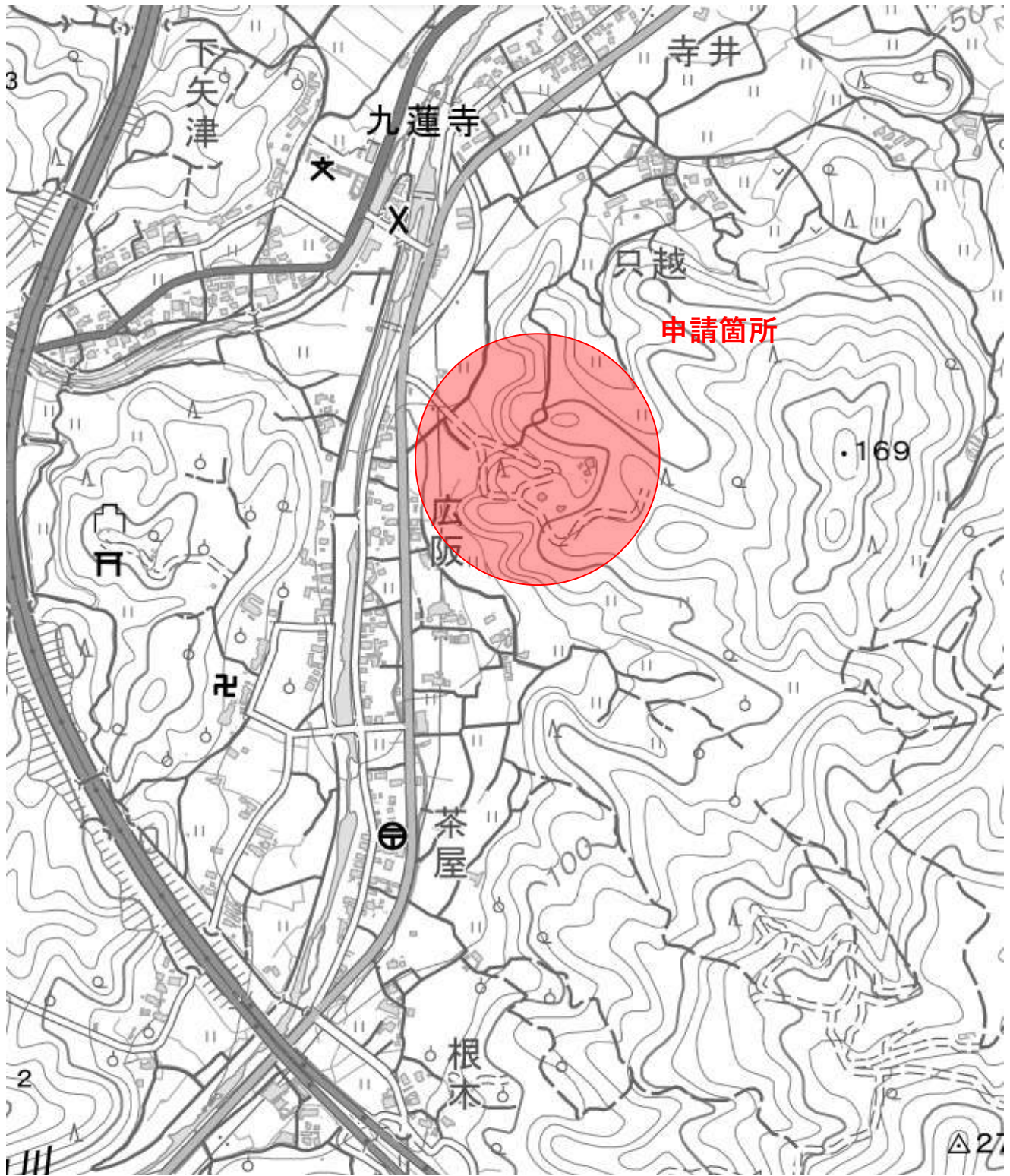
異物混入なし (金属片、内装材、木片などの有害量)

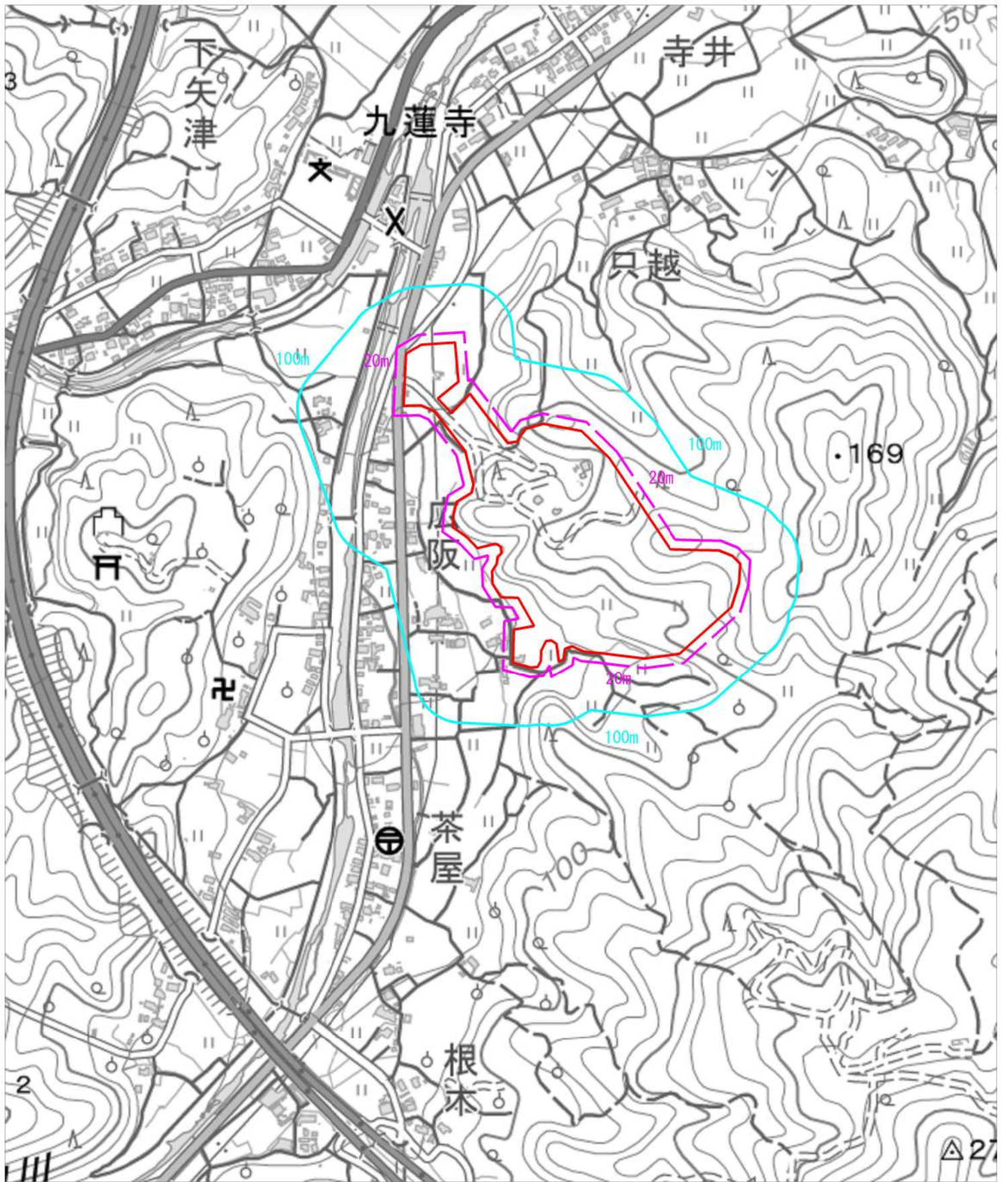




画像 ©2026、地図データ ©2026 50 m

リアルタイム交通情報 ▼ 高速 低速







土地利用計画

	プラント敷地	2477.5㎡
	プラント本体 作業ヤード	1173.0㎡
	通路	430.7㎡
	素掘水路	58.1㎡
	原料ヤード	595.0㎡
	製品ヤード	709.5㎡
	採取計画 許可区域	94.872㎡

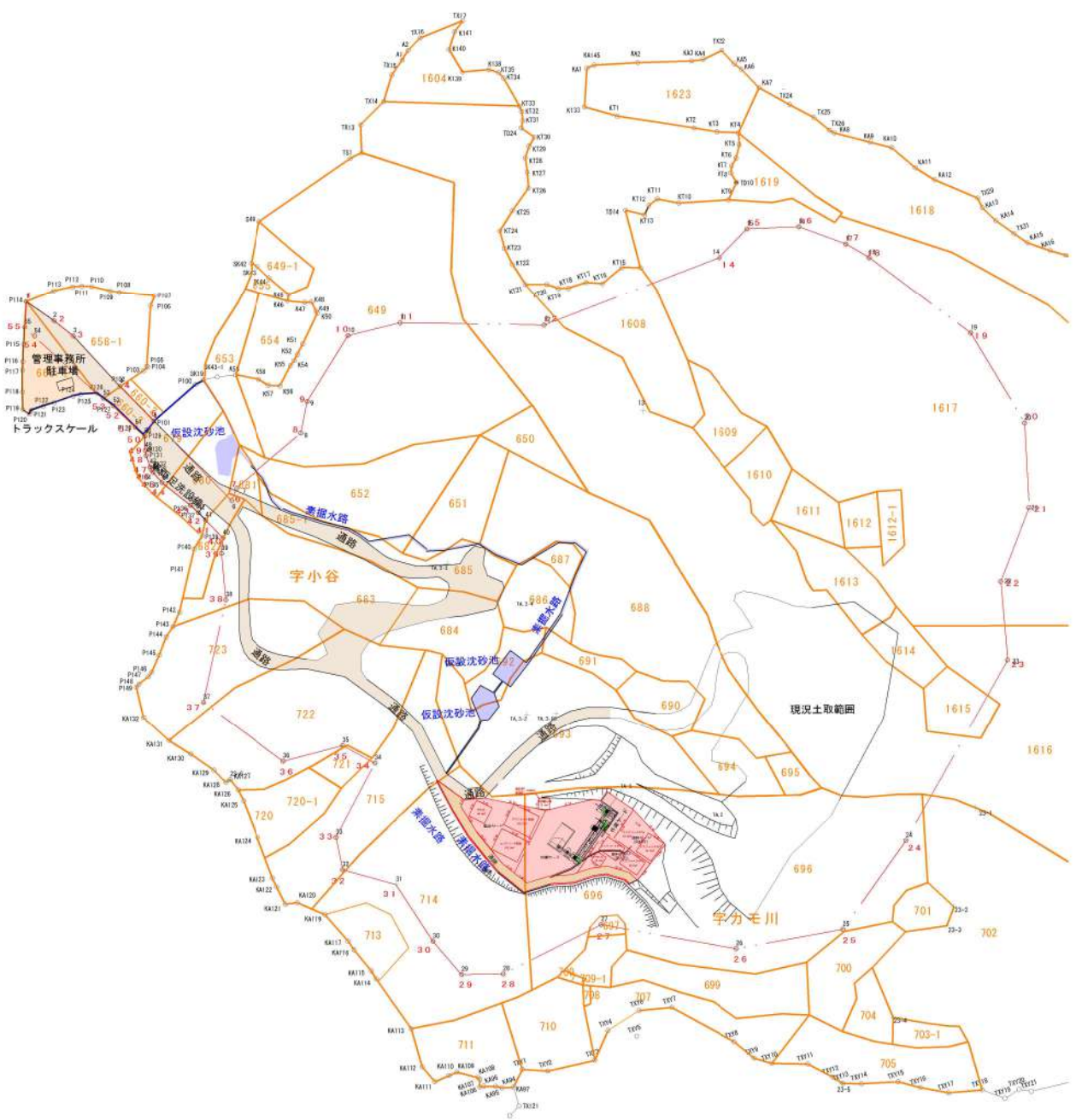
原料ヤード最大集積量

区分	集積面積	最大集積量	
自社分	165.6㎡	124.1㎡	183.7t
受入分	158.0	98.2	140.4
合計	323.6	222.3	324.1

製品ヤード最大集積量

集積面積	最大集積量	
337.0㎡	304.8㎡	430.6t

工事名	中間処理施設事業	
施工箇所名	松阪市大河内、笹川町地内	
図面の種類	土地利用計画図	
縮尺	1:500	図面番号
事業者名	中央土木株式会社	



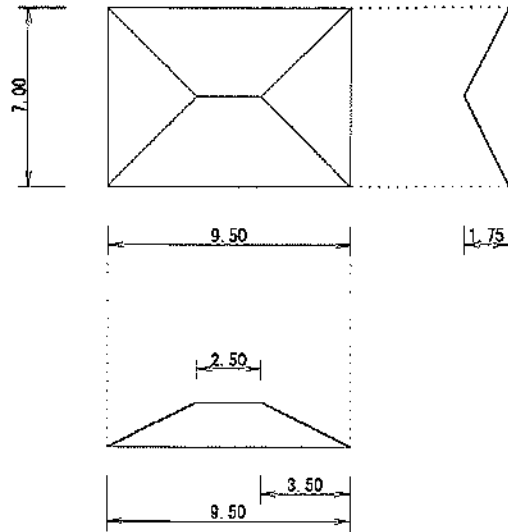
凡例

	プラント敷地	2477.5㎡
	管理事務所敷	635.4㎡
	通路	5231.8㎡
	水路及び仮設沈砂池	742.9㎡
	採取計画許可区域	94.872㎡

工事名	中間処理施設位置図		
施工箇所名	松阪市大河内、笹川町地内		
図面の種類			
縮尺	1:1000	図面番号	
事業者名	中央土木株式会社		

原料ヤード最大集積量計算書

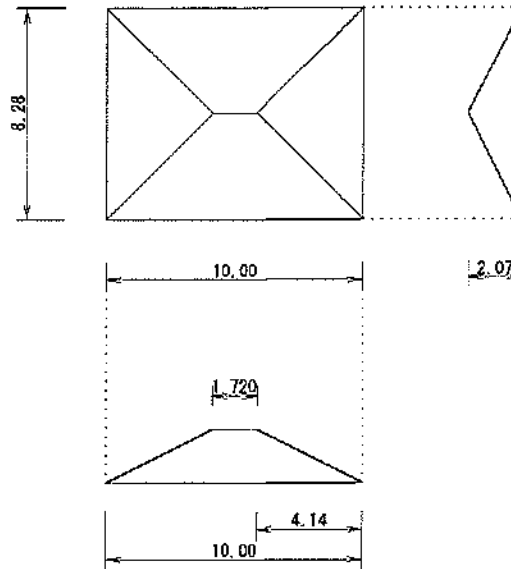
受入分 最大集積量平面断図により算出



$$V = \frac{7.00\text{m} \times 1.75\text{m}}{6} (9.50\text{m} \times 2 + 2.50\text{m})$$

$$= 43.90\text{m}^3$$

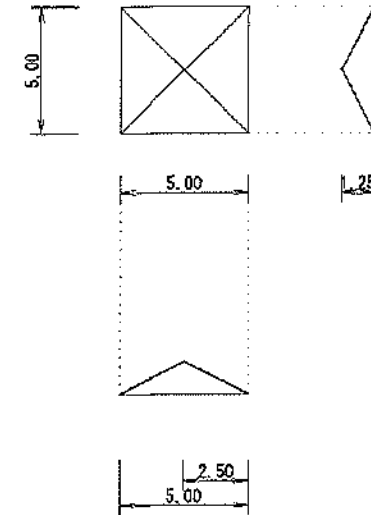
自社分 最大集積量平面断図により算出



$$V = \frac{8.28\text{m} \times 2.07\text{m}}{6} (10.00\text{m} \times 2 + 1.72\text{m})$$

$$= 62.05\text{m}^3$$

かわら最大集積量平面断図により算出

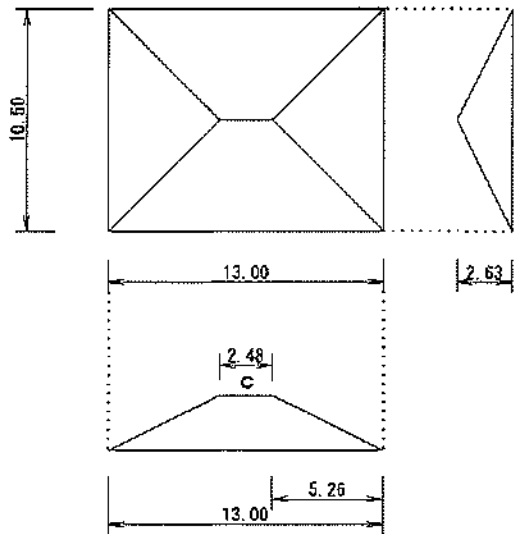


$$V = 5.00\text{m} \times 5.00\text{m} \times 1.25\text{m} / 3$$

$$= 10.42\text{m}^3$$

製品ヤード最大集積量計算書

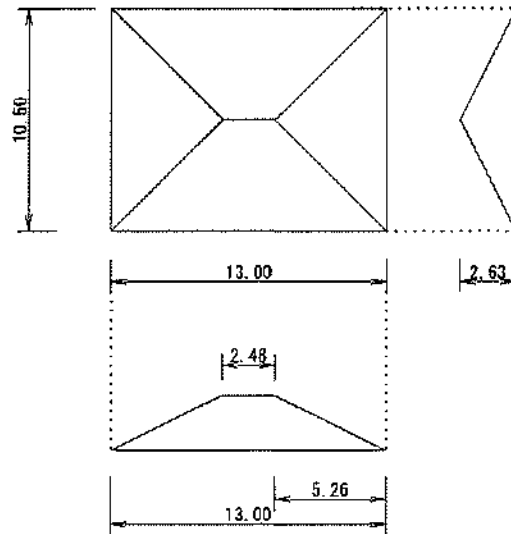
コンクリート最大集積量平面断面により算出



$$V = \frac{10.50\text{m} \times 2.63\text{m}}{6} (13.00 \times 2 + 2.48)$$

$$= 131.08\text{m}^3$$

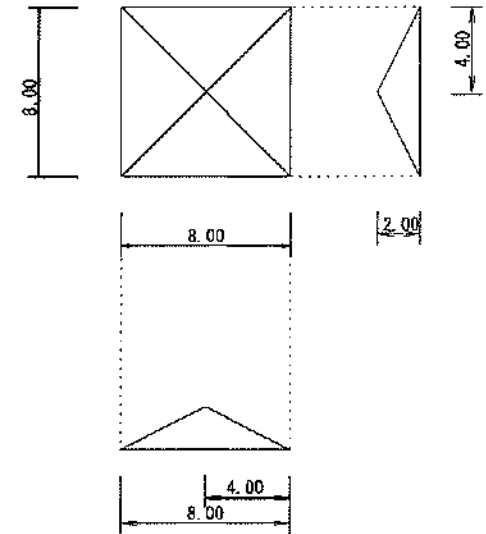
アスファルト最大集積量平面断面により算出



$$V = \frac{10.50\text{m} \times 2.63\text{m}}{6} (13.00 \times 2 + 2.48)$$

$$= 131.08\text{m}^3$$

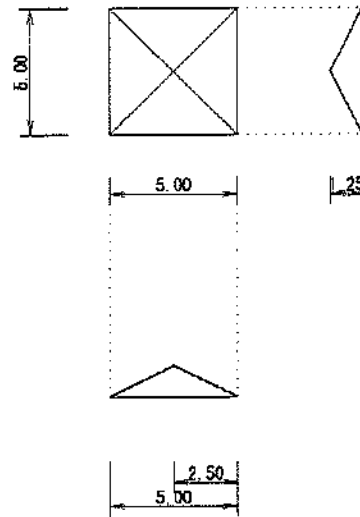
かわら最大集積量平面断面により算出



$$V = 8.00 \times 8.00 \times 2.00 / 3$$

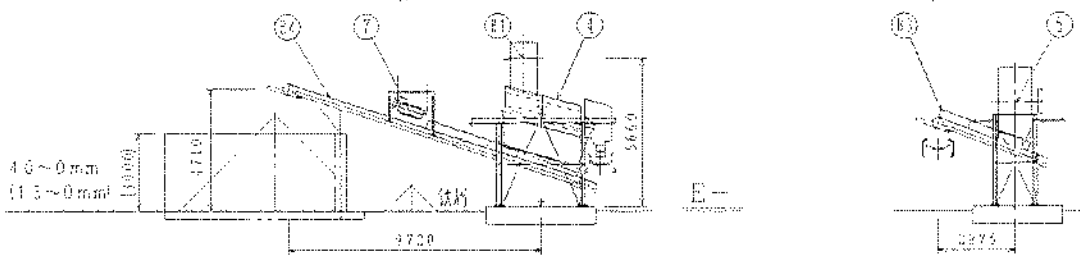
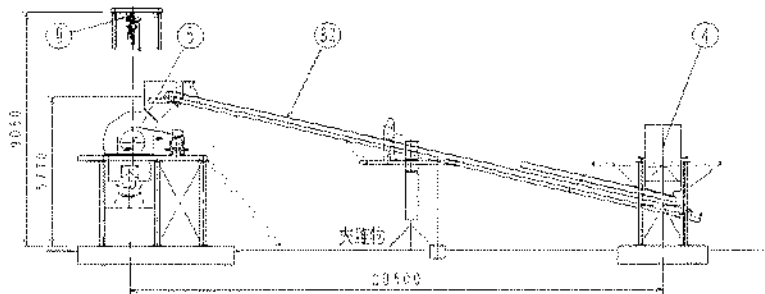
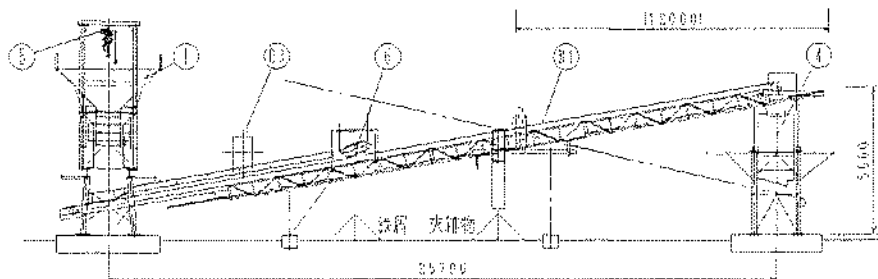
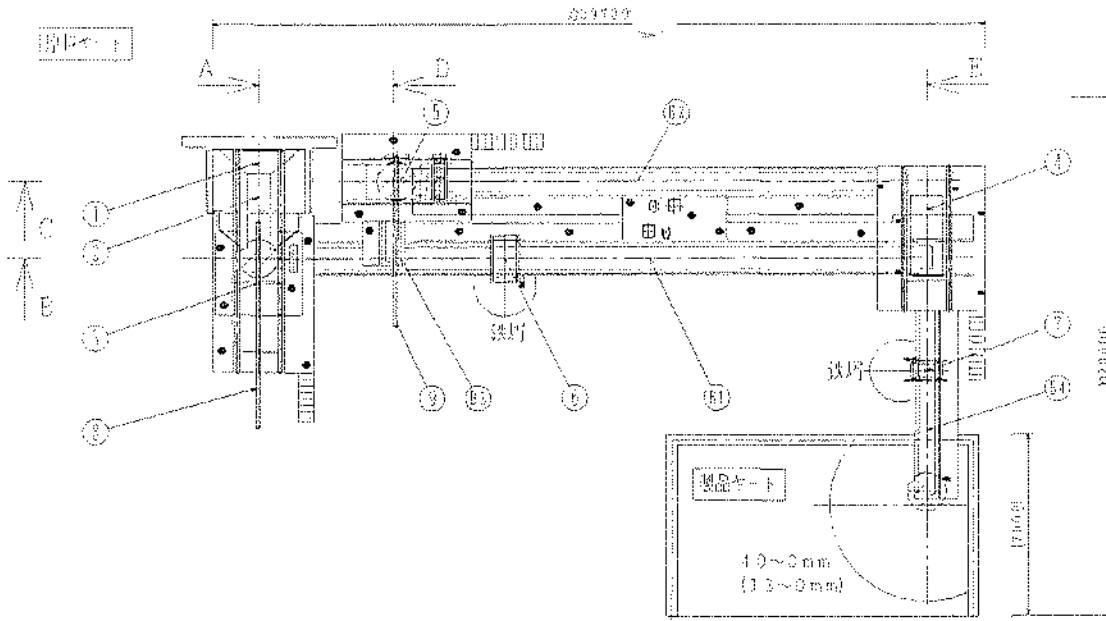
$$= 42.6\text{m}^3$$

排出污泥最大集積量計算書

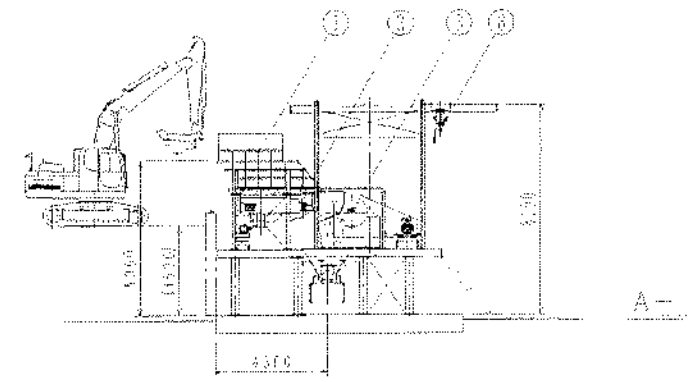


$$V=5.00 \times 5.00 \times 1.25 / 3$$

$$=10.42 \text{m}^3$$



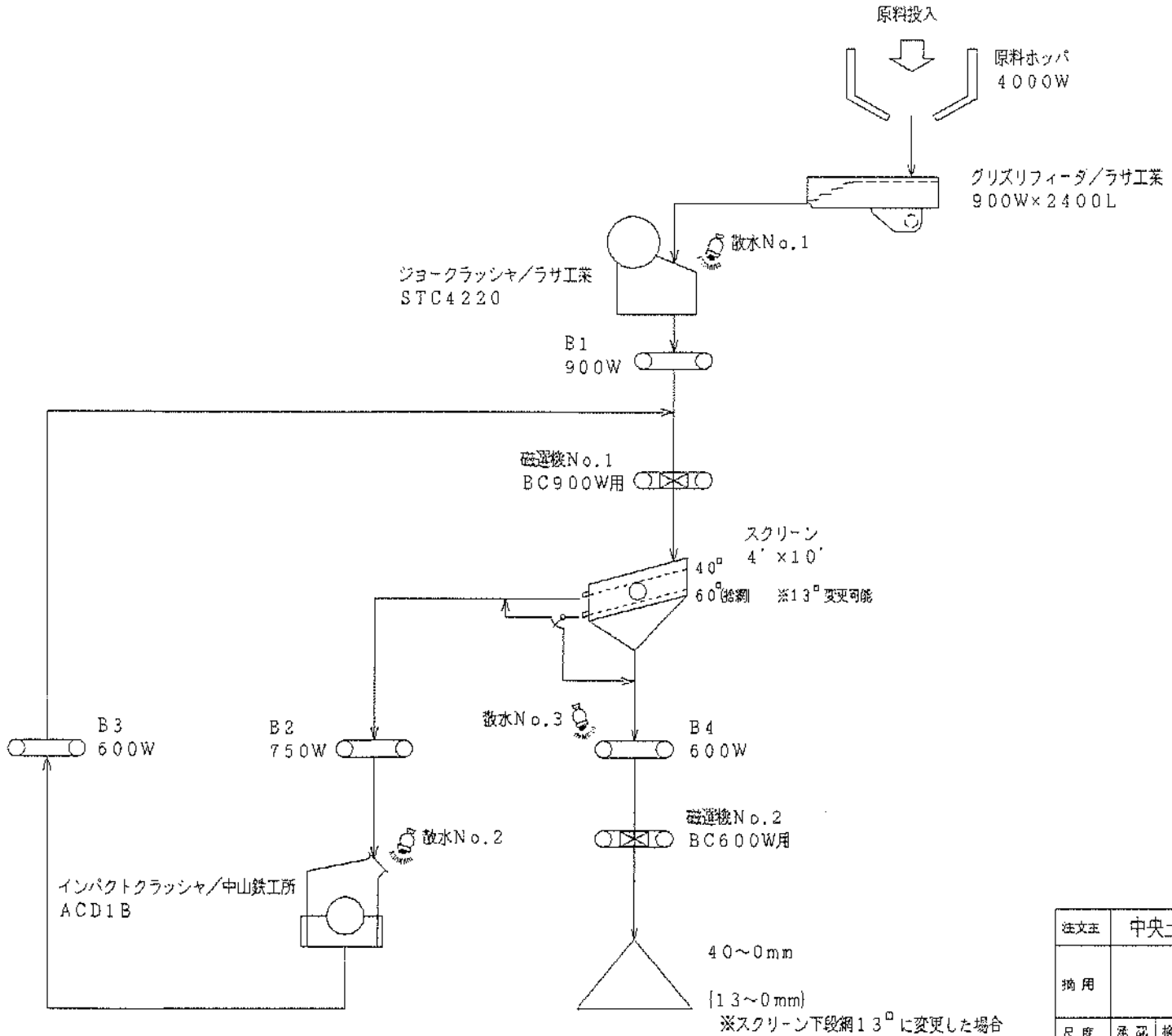
本図は引用計画図です。
決定後の計画図寸法は実物と場合があります。



①印は標準品用図式です。
動力合計=161.35kw(230V/60Hz)

B-4	ベルトコンベア	600W×12.0M	5.5kw
B-3	ベルトコンベア	600W×4.0M	3.7kw
B-2	ベルトコンベア	700W×30.5M	7.0kw
B-1	ベルトコンベア	300W×17.5M	15.0kw
9	電動チェーンブロックNo.3	3.0ton 部品交換用	2.2kw
8	電動チェーンブロックNo.1	3.0ton 部品交換用	2.3kw
7	磁選機No.2	600W用 全磁式	0.75kw
6	磁選機No.1	300W用 水磁式	1.5kw
5	インバートグラブ	ACD1E	55.0kw
4	スクリュー	1200mmW×3000mmL	7.5kw
3	ジョーグラブ	STC-4330	55.0kw
2	クリスリフター	2000mmW×C1600mmL	5.5kw
1	原付ポンプ	4000mmW	
品名	品名	仕 単	備 考

発注先	中央土木 株式会社 殿			工 種	
用途				名称	リサイクルプラント計画 レイアウト図
尺貫	承認	検印	設計	製図	年月
1/100		TY	HY	HY	
PL36	3034 7-3			HOMMA CO., LTD.	



発注先	中央土木 株式会社 殿			工号	
適用				名称	リサイクルプラント計画 フローシート図
尺度	承認	校閲	設計	監図	図番
1/100		TY	HY	HY	
作図日	2024 7- 3			HOMMA CO., LTD.	

保守点検記録表 (グリスフィーダ)

番号	点検項目	点 検 日					備考
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1	軸受部：異常音：オイル曇、漏れ						
2	オイルの交換時期						
3	鬼バーの摩耗						
4	鬼バーの目詰状況						
5	パンデッキライナの摩耗、メクレ						
6	側板ライナの摩耗						
7	取付ボルトの緩み (各部)						
8	フレームスプリングのへたり						
9	フレームスプリング廻りに堆積物はないか						
10	エア抜き、プラグ有、無						
11	Vベルトの張り、摩耗						
12	Vベルト本数						
13	Vホイール、モータープーリのV溝の摩耗						
14	振幅状況						
15	モーターの電流						
16	モーター電源の接続部						
17	モーターの異常熱						
18	原料ホッパとフィーダ本体間に堆積物はないか						
19	本機廻りの清掃						
20							
21							
22							
23							

保守点検記録表（ジョークラッシャー）

番号	点検項目	点 検 日					備考
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1	動歯の摩耗						
2	不動歯の摩耗						
3	チークプレートの摩耗						
4	動歯押えの摩耗						
5	不動歯押えの摩耗						
6	歯板取付関係のボルトの緩み（各部）						
7	トッププレートの摩耗、変形、亀裂						
8	ドッグルシートの摩耗						
9	テンションロッドの摩耗						
10	テンションスプリングの締め具合						
11	アンカーボルトの緩み						
12	フライホイールの振れ						
13	Vベルトの張り、摩耗						
14	Vベルトの本数						
15	動歯のズレ（接触）						
16	ベアリングの異常音						
17	ベアリングハウジング部の表面温度						
18	セット（規定セットの確認）						
19	モーターの電流						
20	モーター電源の接続部						
21	モーターの異常熱						
22	ベアリング部へのグリース給脂						
23	本機廻りの清掃						

（記号） V異常なし NX：交換必要 NXX：修正必要 X：取替済 C：清掃 T：再締め A：調査

保守点検記録表 (スクリーン)

番号	点検項目	点 検 日					備考		
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
1	軸受部：異常音：オイル量、漏れ								
2	オイルの交換時期								
3	フレームスペーサの摩耗								
4	クロスメンバーの摩耗								
5	網のばたつき、破損、摩耗（上段）								
6	網のばたつき、破損、摩耗（中段）								
7	網のばたつき、破損、摩耗（下段）								
8	網受ゴムの摩耗（上段）								
9	網受ゴムの摩耗（中段）								
10	網受ゴムの摩耗（下段）								
11	網取付金具の摩耗（上段）								
12	網取付金具の摩耗（中段）								
13	網取付金具の摩耗（下段）								
14	振幅状況								
15	Vベルトの張り、摩耗								
16	Vベルトの本数								
17	Vホイール、モータープーリのV溝の摩耗								
18	取付ボルトの緩み（各部）								
19	エア抜き、プラグ、有、無								
20	モーターの電流								
21	モーターの電源の接続部								
22	モーターの異常音								
23	本機廻りの清掃								
		(記号)	V異常なし	NX：交換必要	NXX：修正必要	X：取替済	C：清掃	T：再締め	A：調査

保守点検記録表 (インパクトクラッシャー)

番号	点検項目	点 検 日					備考
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1	打撃子の摩耗						
2	各ライナーの摩耗						
3	ローターの摩耗						
4	保護ライナーの摩耗						
5	反撥板の摩耗 第1						
6	反撥板の摩耗 第2						
7	反撥板の摩耗 第3						
8	ベアリングの異常音						
9	ベアリングの異常熱						
10	フライホイールの振れ						
11	Vベルトの張り、摩耗						
12	Vベルトの本数						
13	異常振動						
14	片側投入になってないか						
15	アンカーボルトの緩み						
16	セット 第1反撥板						
17	セット 第2反撥板						
18	セット 第3反撥板						
19	モーターの電流						
20	モーターの電源の接続部						
21	モーターの異常熱						
22	油圧装置 オイル量						
23	ベアリング部へのグリース給脂						
24	本機廻りの清掃						

(記号) V異常なし NX:交換必要 NXX:修正必要 X:取替済 C:清掃 T:再締め A:調査

振動フィーダ (Vibrating Feeder)

一世紀におよぶ歴史と

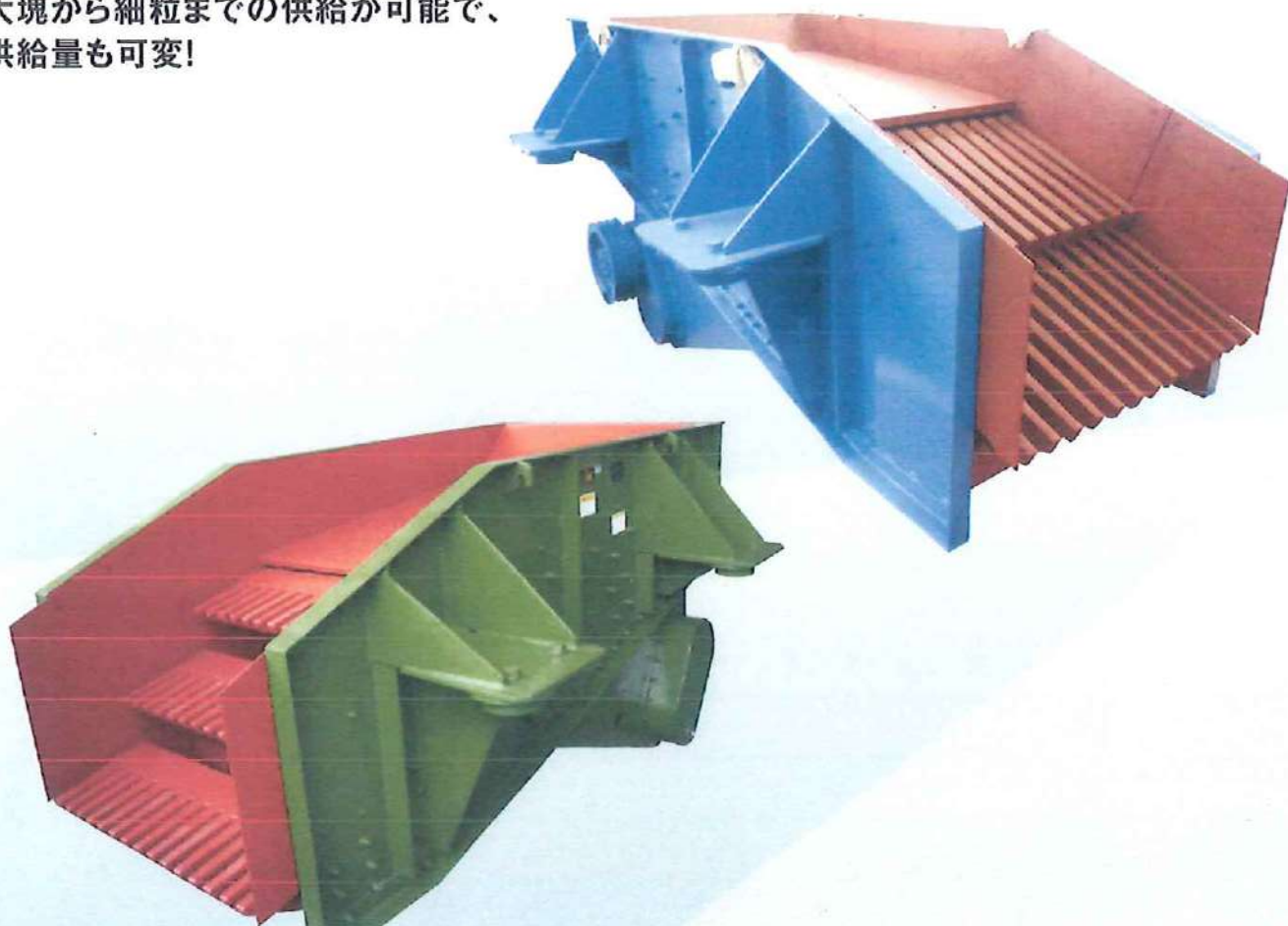
ユーザのニーズにこたえ続けて育まれた振動フィーダ。

■ グリズリ振動フィーダ (Grizzly Vibrating Feeder)

定量供給と粗選別作業の一台二役を実現!

大塊から細粒までの供給が可能で、

供給量も可変!



特長

- 1 大塊原料の供給と搬送用に使用致します。
- 2 主に、泥分や廃棄物等の篩い分けの困難な原料の粗選別に適しています。
- 3 バー型とくし歯型があり、処理原料に適した選別ができます。

機種 (Model)	概略重量 (Weight) (t)	電動機 (Electric motor)	概略寸法(Outline size) (mm) 幅(W)×長さ(L)×高さ(H)
600×2100LGF (CLGF)	1.2	2.2kW×4P	1400W×2200L×1100H
750×2400LGF (CLGF)	1.7	3.7kW×4P	1600W×2500L×1100H
900×3000LGF (CLGF)	2.6	5.5kW×4P	1900W×3100L×1300H
1200×3600LGF (CLGF)	3.9	11kW×4P	2200W×3700L×1400H
1500×4200LGF (CLGF)	7.2	15kW×4P	2600W×4300L×1800H
1800×4800LGF (CLGF)	12.3	30kW×4P	3400W×4900L×2300H

(注) モータはインバータ制御を標準とします。

振動フィーダ 搬送能力計算書

機種： 900×2400LGF

2024年9月12日
ラサ工業株式会社
設計技術課

機械有効幅 W 0.8 m
転進速度 V 6 m/min
想定層厚 T 0.15 m
かさ比重 γ 1.48

最大供給能力 Q

$$Q=W \times V \times T \times \gamma \times 60= \underline{64} \text{ t/h}$$

御注意

上記処理量は、処理物の物性値及び層厚により変化致しますので
ご了承ください。

以上

振動、騒音値（参考値）

2024年 9月 12日
ラサ工業㈱ 羽犬塚工場
設計技術課

振動測定条件

- 1) 振動レベル測定法は、J I S Z 8 7 3 5 「振動レベル測定方法」に準拠します。
- 2) 無負荷時の値を示します。
- 3) 振動値は、地質、基礎条件により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。
- 4) 測定点は、機側1mです。

騒音測定条件

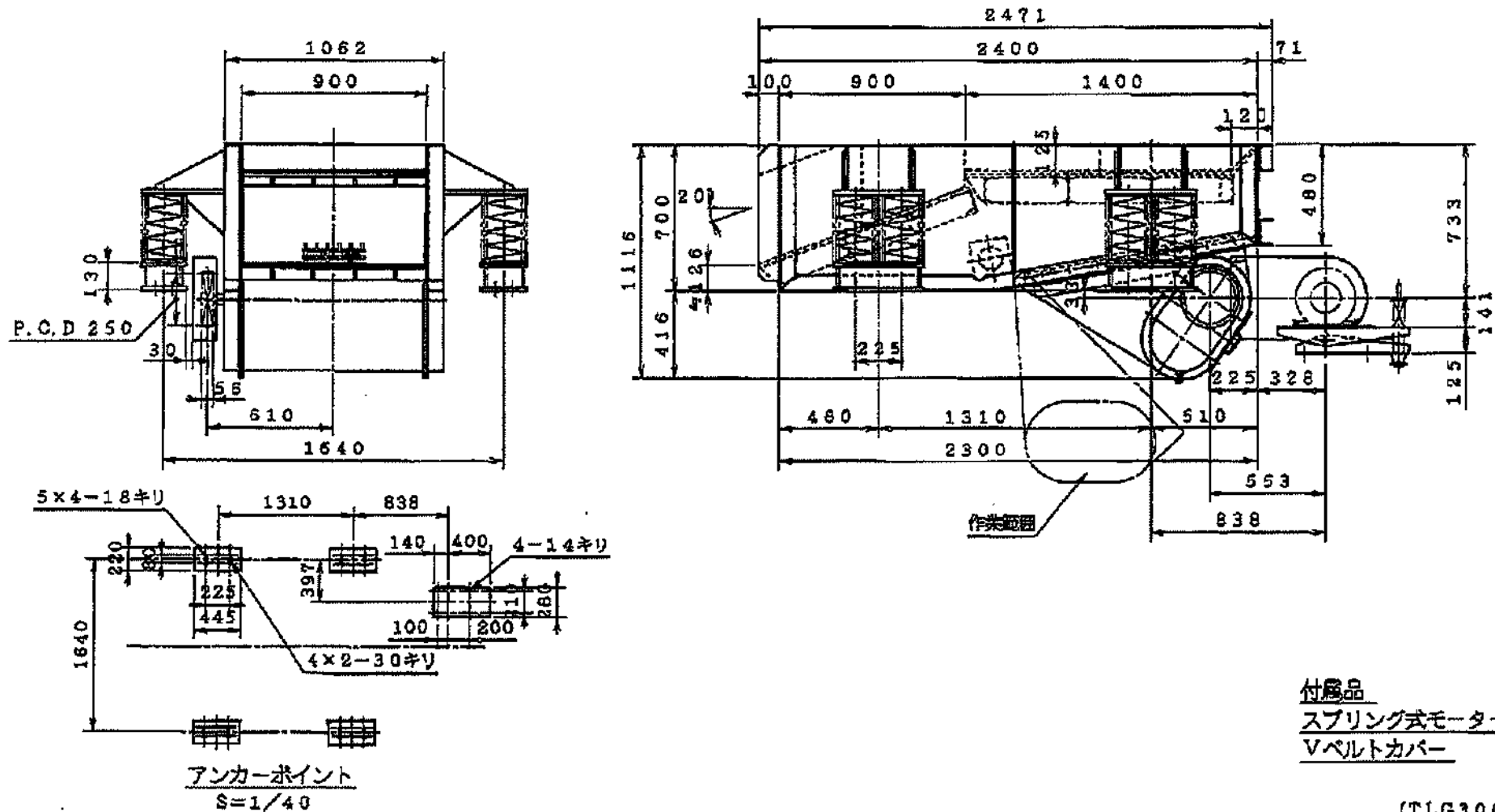
- 1) 騒音レベル測定法は、J I S Z 8 7 3 1 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠します。
- 2) 騒音計の聴感補正回路はAスケール。動特性はFASTを使用しました。
- 3) 負荷時の値は、「デッキ及び鋼線織網に碎石を投入した時」です。
ご使用条件により異なりますので、ご注意下さい。
- 4) 測定点は、機側1mです。

機 種	振動値 (dB)	騒音値 (dB) 無負荷	騒音値 (dB) 負荷
900×2400 LGF	72	94~95	100

以上

LGF09.290

訂 正



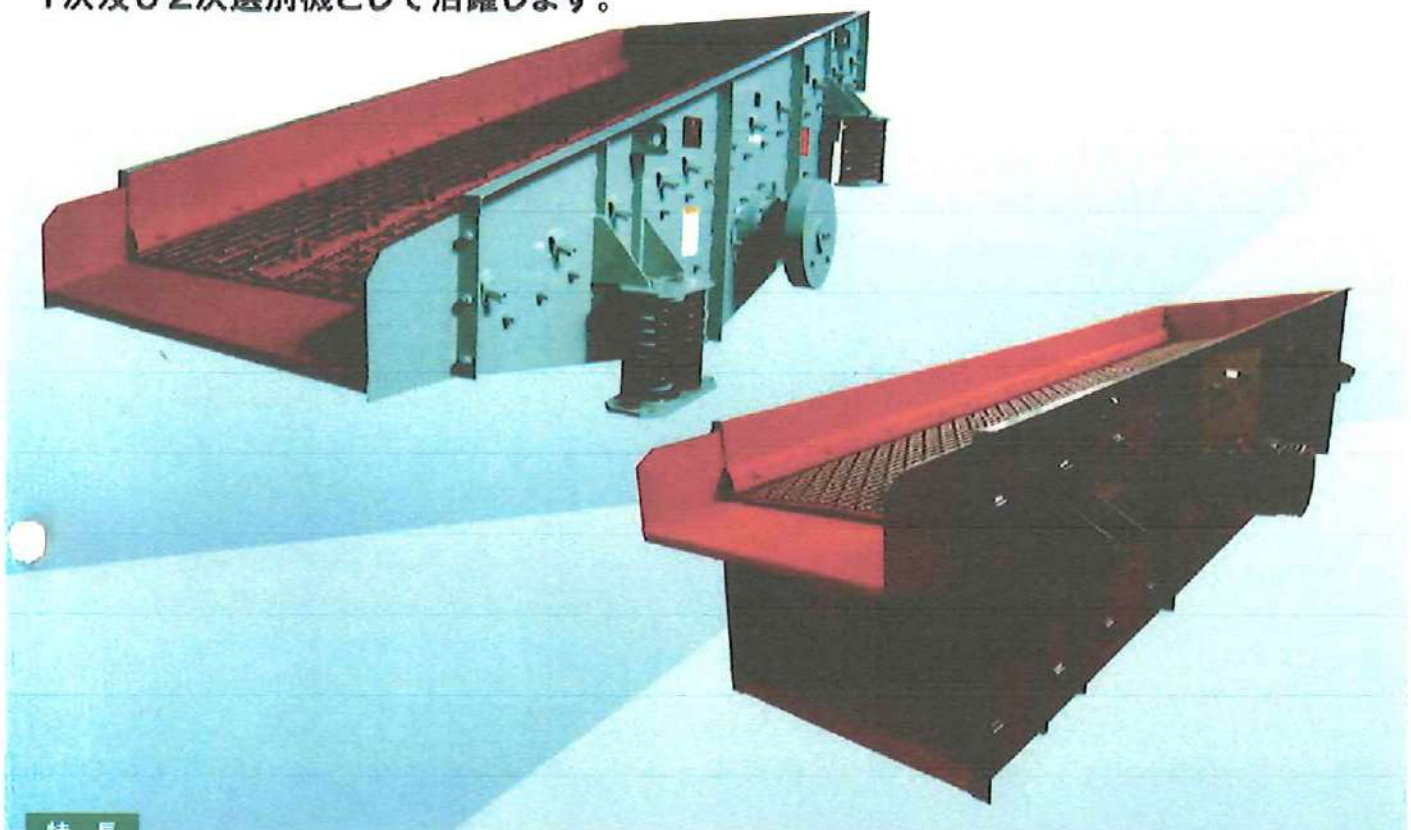
付属品
 スプリング式モーター一台
 Vベルトカバー

(TLG30083)

要 目		限 鉄 板			図 番	LGF09.290		名 称								
大 小	900×2400mm	振 動 数	1000cpm	開 口 寸	幅×長さ mm	枚 数		900×2400 LGF								
段 数		総 重 量	約1900kg	#40×#10	885×980	1	御 注 文 先	グリスリ振動フィーダ								
処 理 物	アスファルト廃材	ウエイト枚数	枚					組 立 図								
見 積 比 重	以下	パイプ径	形式 KGF-90型				承 認	森 北	服 部	徳 永	設 計	製 図	林	尺 寸	1/20	数 量
モ ー タ	4P 5.5KW (御支給品) インバータ制御	モーターV-Fリ	V-Fリ P.C.D 250 60Hz P.C.D 142	材 質 : SUS304												
伝 動 方 式	60Hz B形 57×2本	支持方式	コイルスプリング LS.00.046				製 図 年 月 日	H6. 2. 4		ラサ工業株式会社						

■ 標準型傾斜振動ふるい(小～中型) (Slanted Vibrating Sieve (Small~Medium))

粒度選別における、大・中塊の選別に適した振動ふるい。
1次及び2次選別機として活躍します。



特長

- 1 主に150～40mmの原料の篩い分け選別に使用致します。
- 2 円滑な円運動をし機構が簡単なため、取扱が容易でメンテナンスが楽です。
- 3 網の点検、取替えも簡単に行える機構となっています。
- 4 リサイクル設備、粗大ゴミ処理設備、砕石、鉄鋼、等幅広く使用されています。

機種 (Model)	概略重量 (Weight) (t)	電動機 (Electric motor)	概略寸法(Outline size) (mm) 幅(W)×長さ(L)×高さ(H)
600×1800(1)～(2)RI	0.5～0.6	2.2～3.7kW×4P	1200W×2000L×1100～1400H
600×2400(1)～(2)RI	0.6～0.8	2.2～3.7kW×4P	1200W×2600L×1200～1500H
900×1800(1)～(2)RI	0.7～1.0	2.2～3.7kW×4P	1600W×2100L×1100～1400H
900×2400(1)～(2)RI	0.8～1.1	3.7～5.5kW×4P	1600W×2700L×1200～1600H
900×3000(1)～(2)RI	0.9～1.3	3.7～5.5kW×4P	1600W×3300L×1400～1800H
1200×2400(1)～(2)RI	1.1～1.4	3.7～5.5kW×4P	1900W×2700L×1300～1700H
1200×3000(1)～(2)RI	1.2～1.6	3.7～5.5kW×4P	1900W×3200L×1400～1800H
1200×3600(1)～(2)RI	1.3～1.7	5.5～5.5kW×4P	1900W×3800L×1500～2000H
1500×3000(1)～(2)RI	1.7～2.4	5.5～7.5kW×4P	2300W×3200L×1400～2000H
1500×3600(1)～(2)RI	1.9～2.6	5.5～7.5kW×4P	2300W×3800L×1600～2200H
1500×4200(1)～(2)RI	3.1～3.2	11kW×4P	2300W×4400L×2300H
1500×4800(1)～(2)RI	3.5	11kW×4P	2300W×5000L×2500H

オプション

- 水洗式(W)・密閉式(簡易・全密閉)(CT)・3段型 等、製作しております。
オプションに関しましては、御要望を、その都度御相談下さい。

振動ふるい能力計算書

機種: 1200×3000(2)R1H

2024年8月20日
ラサ工業株式会社
設計技術課

網 上段: #40mm×φ8mm 硬鋼線織網
下段: #13mm×φ4mm 硬鋼線織網

上記網仕様の場合、
下段における処理能力に左右されるため、下段の処理能力を計算。

網仕様		13mm	
処理物		がれき類	
嵩比重		1.48	
想定粒度分布	+40mm	60%	
	40-13mm	20%	
	13-6.5mm	10%	
	-6.5mm	10%	
網サイズ		1200mm×3000mm	
網角度		15度	
篩分け方法		乾式	
水分		湿り	
有効網面積	F	3.3	1100 X 3000
網基準処理能力	q	35	
粗粒係数	k	1.18	
細粒係数	l	0.7	
篩分け効率係数	m	1.05	効率=90%
水分係数	o	0.8	湿り
篩分方法係数	p	1	乾式
段数係数	r	0.9	2段目
比重係数	w	0.93	1.48
傾斜係数	x	0.85	15度下り
網空間率係数	y	1.16956	
安全係数	Sa	1.25	

下段処理能力 Q1

$$Q1 = F \times q \times k \times l \times m \times o \times p \times r \times w \times x \times y \div Sa$$

$$= 53 \text{ t/h}$$

上段処理量に換算

$$Q = 53 \div 0.40 = 132 \text{ t/h}$$

上記処理量は、処理物の物性値により変化致しますのでご了承ください。

以上

振動・騒音値(参考値)

2024年4月現在
ラサ工業(株) 羽犬塚工場
設計技術課

【振動測定条件】

- 1) 振動レベル測定法は、JISZ8735「振動レベル測定方法」に準拠します。
- 2) 無負荷時の値を示します。
- 3) 振動値は、地質、基礎条件により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。
- 4) 測定点は、機側1mです。

【騒音測定条件】

- 1) 騒音レベル測定法は、JISZ8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠します。
- 2) 騒音計の聴感補正回路はAスケール。動特性はFASTを使用しました。
- 3) 負荷時の値は、「デッキ若しくは鋼線織網に碎石を投入した時」です。
ご使用条件により異なりますので、ご注意下さい。
- 4) 測定点は、機側1mです。

機 種	振動値(dB)	騒音値(dB) 無負荷	騒音値(dB) 負荷
1200×3000(2)RIH	68	75～83	90

以上

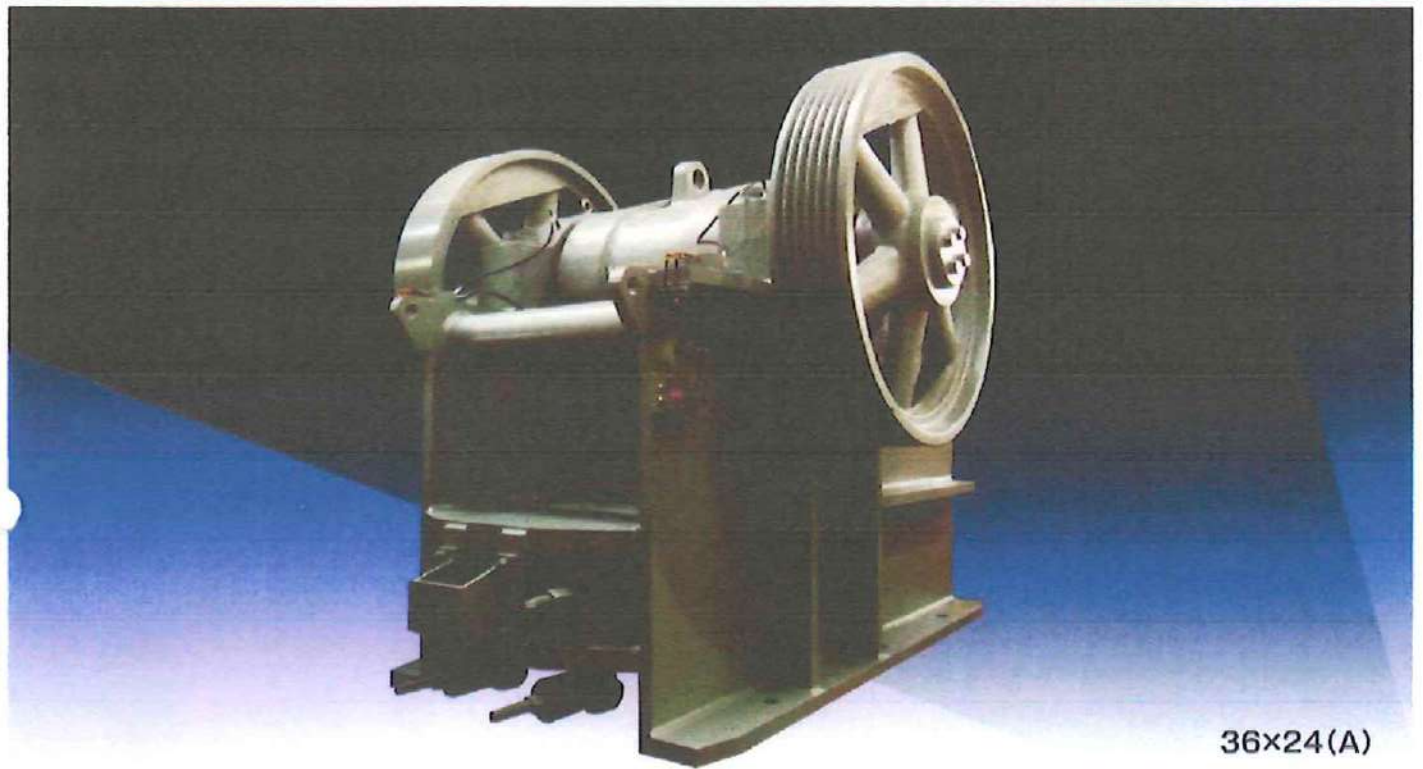
シングルトッグルクラッシャ

シングルトッグルクラッシャは固くて強靱な岩石や鉱石を砕くという非常に過酷な作業を行います。そこで当社では戦前より鉱山部門で実際に破碎作業を行い、経験と研究を重ねてまいりました。また、クラッシャの歯板は当社の鋳鋼部門で製作しております。

特長

- 1 軸受部は自動調心コロ軸受を使用しています。
荷重に対し耐久力安全率とも経験値を基に選定しておりますので、長時間運転に耐えます。
- 2 歯板は耐摩耗高マンガン鋳鋼製で上下反転使用が可能です。
- 3 セット調整は油圧ジャッキを使用して行います。(一部機種はネジ式)
- 4 無給油トッグルを装着しています。

標準型[一次・二次破碎用]



36×24(A)

型 式	供給口の大きさ(mm)	最大投入塊(mm)	電動機出力	回転数(min ⁻¹)	機体質量
10×7	250×180	100×130×200	11kW×4P	350	1400kg
16×10(1)	400×250	140×200×280	18.5kW×6P	300	3100kg
20×10(A)	500×250	140×200×280	22kW×6P	300	4500kg
24×15(B)	610×380	210×300×420	37kW×6P	250	8000kg
30×18(A)	760×460	250×360×500	45kW×6P	250	13300kg
36×24(A)	920×610	340×480×680	75kW×6P	250	20000kg
42×20CB	1050×500	300×400×400	55kW×6P	250	10450kg
42×30(A)	1070×760	470×600×500	110kW×6P	230	29600kg
48×36	1220×910	500×730×1000	132kW×8P	225	43700kg

用 途 土木建機部門、化学工業部門、製鉄部門、セメント窯業部門、鉱山部門 など

シングルトッグルクラッシャ

予想振動値・騒音値

2024年4月現在

ラサ工業(株) 羽犬塚工場

設計技術課

1. 予想振動値

【測定条件】

- ① 振動レベル測定法は、JIS Z 8735「振動レベル測定法」に準拠する。
- ② 無負荷時の振動は原料を投入していない状態で、また負荷時の振動は通常の破碎作業を行っている状態です。
- ③ 本数値は、鉄筋コンクリート基礎に設置したものである。

機種	負荷条件	振動値 (dB)
		機側 1m
42×20 STC	無負荷	65～70
	負荷	75～80

*振動値は、地質、基礎条件により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。

*負荷振動値は、投入原料により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。

2. 予想騒音値

【測定条件】

- ① 騒音レベル測定法は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠する。
- ② 騒音計の聴感補正回路はAスケール。動特性はFASTを使用する。
- ③ 無負荷時の騒音は原料を投入していない状態で、また負荷時の騒音は通常の破碎作業を行っている状態です。

機種	負荷条件	騒音値 (dB)
		機側 1m
42×20 STC	無負荷	75～80
	負荷	95～105

*騒音値は、地形、構造物の有無により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。

*負荷騒音値は、投入原料により大きく異なりますので参考程度に考慮して下さい。

42 × 20 STC 能力計算書

破砕対象物 がれき類2024年8月8日
ラサ工業株式会社
設計技術課

1. 能力Q[t/h]の計算

セット77mm(閉じ側)の場合

$$Q = k \times \gamma \times V = 58.4 \text{ t/h}$$

k =	0.6	投入変動率 ^(注1)
γ =	1.48 t/m ³	見掛比重
V =	65.7 m ³ /h	破砕容積

$$V = 6 \times 10^{-5} \times \frac{a \cdot m \cdot s \cdot n}{\tan \theta}$$

a = 8.85 cm 平均排出開き

$$a = \frac{C + O}{2}$$

C = 7.7 cm 閉じ側セット
O = 10.0 cm 開き側セット

m =	105.0 cm	押歯の有効幅
s =	2.3 cm	ストローク
θ =	26°	噛み込み角
n =	250 cpm	ストローク数

注1) 投入変動率は破砕室を常に満杯に投入した場合を100%とします。
がれき類の場合、形状が不特定の為、60%を乗じることといたします。

2. よって公称能力は、およそ58t/hとします(この数値は保証値ではありません)

以上

インパクトクラッシャ



ACD IMPACT CRUSHERS



○ アスファルト・コンクリート廃材から
砕石まで破碎・整粒に威力を発揮!

特長

- 破碎比が大きい(第一、二、三反撥板)
- 理想的な3段階破碎で、安定した破碎粒度
- 投入原料の種類を選ばない
- 消耗部品の種類が少ない
- 打撃子の交換がより簡単
- 油圧開閉でメンテナンスが容易
- 優れた耐摩耗品を使用

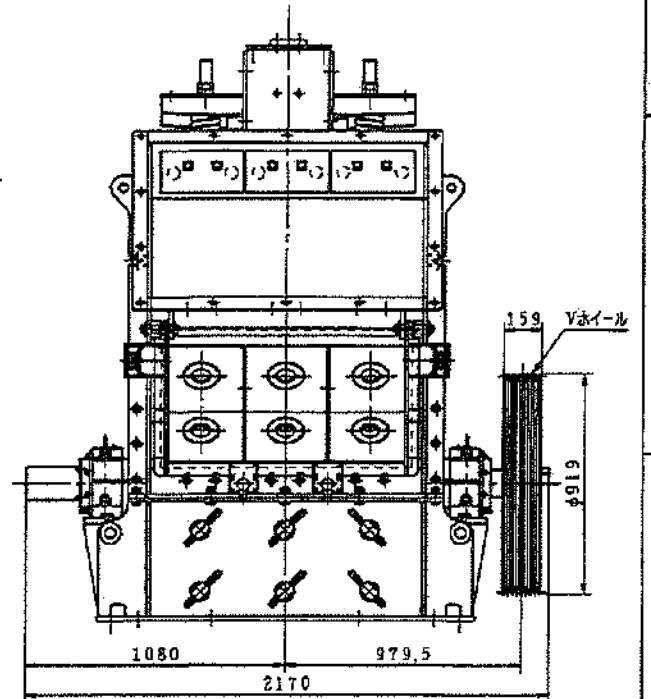
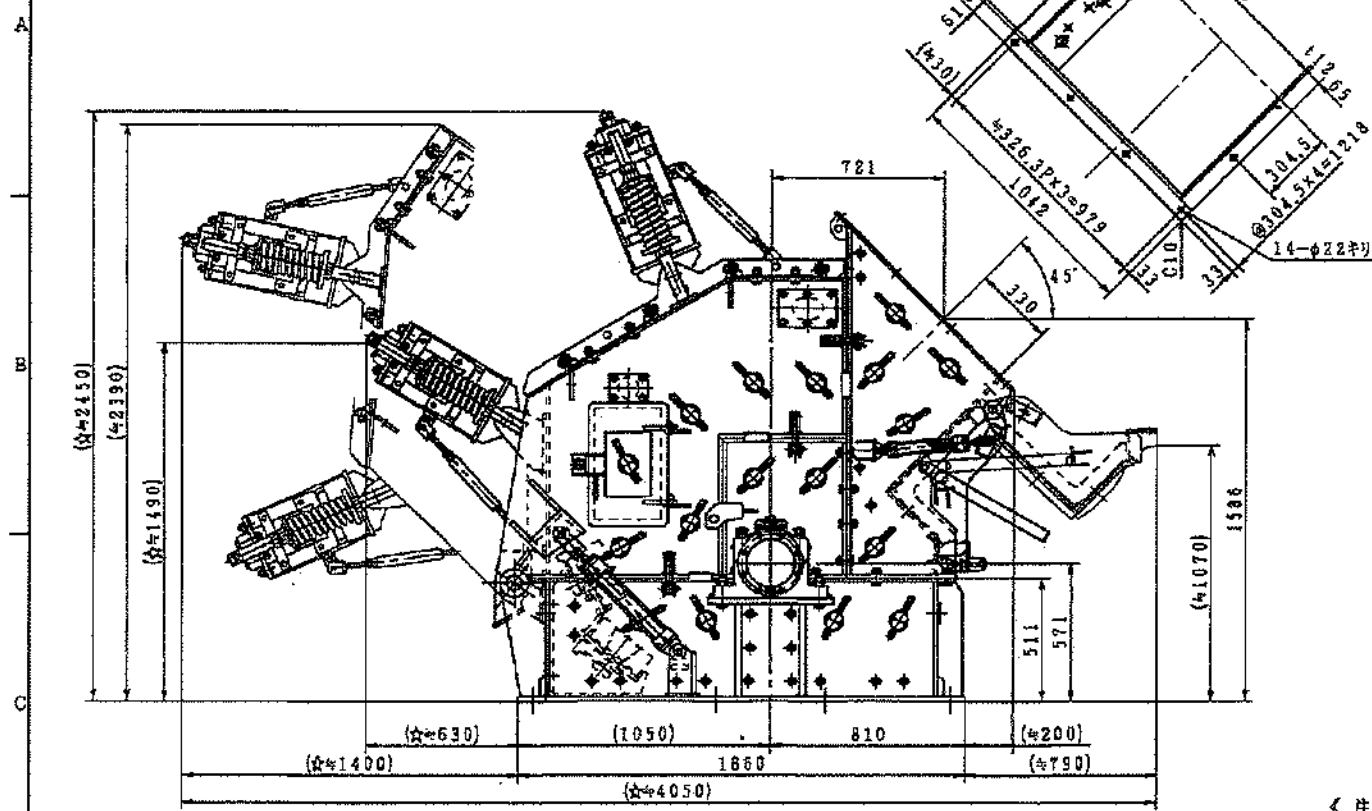


礎を以て拓く技術の

中山鉄工所

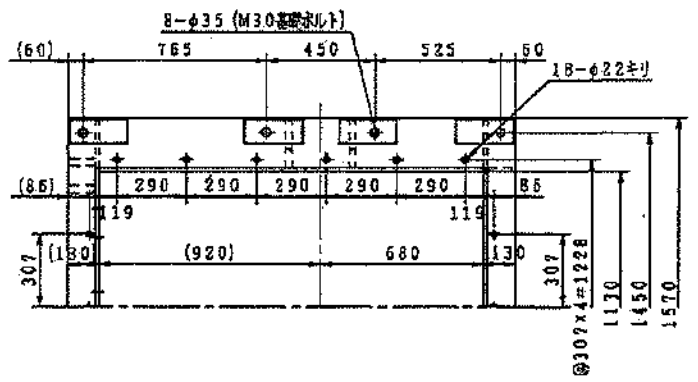
NAKAYAMA IRON WORKS, LTD.

記号 MARK	年・月・日 DATE	米 屋 NOTES	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN
	2021.05.07	給任セット変更			島内



- ＜ 注 記 ＞
1. 本図の寸法及び、仕様は予告なく変更する場合があります。
 2. 能力は、材料の質・硬度・投入方法等により増減があります。
 3. 研砕対象は、コンクリート・アスファルト・軟岩とします。
 4. 基礎コンクリートは、地盤の強度を十分考慮の上、施工下さい。
 5. Vホイールは、原則として右側取付とします。
 6. (☆ キー...) は、セットにより変わりますので、機略寸法を示します。

仕 様 表	
形 式	ACD1B
ロータ寸法	1050W×φ1000
原料最大塊寸法	300×500×500
所要動力	55~90 kW
ロータ周速	20~30 m/s
駆動方式	Vベルト D形×4本
本体総質量	約9000kg



質量 WEIGHT	—	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN
材質 MATERIAL	—	立石	富永	島内
尺 度 SCALE	—	2021.05.07	2021.05.07	2021.05.07
単 位 UNIT	mm	名 称	ACD1B	
投影法 PROJECTION	第一角法	名 称	外形図	
		図 番	ATBA201B	

能計No.24080901

中央土木株式会社 殿

インパクトクラッシャ

能力計算書



株式会社 **中山鉄工所**

- 《本社・工場》佐賀県武雄市朝日町大字廿久2246-1
TEL:(0954)22-4171
- 《東京支店》東京都葛飾区青戸3-37-15
TEL:(03)6662-4136
- 《大阪支店》大阪府高槻市松川町5-13
TEL:(072)672-4651
- 《名古屋営業所》愛知県名古屋市西区 菊井一丁目 29-6
TEL:(052)589-2881
- 《広島営業所》広島県広島市安佐南区大町東2-13-13
TEL:(082)877-6700
- 《仙台出張所》宮城県仙台市宮城野区出花1-109-1
TEL:(022)388-7233

承認	確認	作成
富永	立石	立石

インパクトクラッシャ (ACD1B) 処理能力

$$\text{処理能力 } Q = 3600 \times F \times D \times W \times V \times \rho \quad (\text{t/h})$$
$$F = C \times n \times S / K$$

記号の説明と規定値

F : 能力係数	
D : 破砕機のロータ径(打撃子先端径)	1.0 m
W : 破砕機のロータ幅(打撃子幅)	1.05 m
V : ロータ(打撃子先端)周速	26 m/sec
ρ : 原料の見掛け比重	1.48 t/m ³
C : 補正係数(経験・試験より算出)	3.5×10^{-4}
n : 打撃子の円周方向配列数	4 列
S : 反撥板との最小隙間	0.06 m
K : 投入原料の大きさ	0.10 m

前式に基づく計算

$$F = 3.5 / 10000 \times 4 \times 0.06 / 0.10 = 0.00084$$

処理能力は、

$$Q = 3600 \times 0.00084 \times 1.0 \times 1.05 \times 26 \times 1.48$$
$$= 122.2 \quad (\text{t/h})$$

上記計算により、処理能力は 122 t/h と設定します。

但し、

- * 原料の投入サイクル(時間、距離、投入機械のバケット容量など)
- * 原料の性状(塊、含水率、粘着性など)
- * オペレーターの慣れ
- * クラッシャの状態(打撃子の摩耗具合など)

などにより大きく変わる事もあります。

中央土木株式会社 殿

騒音振動予想値



株式会社 **中山鉄工所**

《本社・工場》佐賀県武雄市朝日町大字廿久2246-1
TEL:(0954)22-4171

《東京支店》東京都葛飾区青戸3-37-15
TEL:(03)6662-4136

《大阪支店》大阪府高槻市松川町5-13
TEL:(072)672-4551

《名古屋営業所》愛知県名古屋市西区菊井一丁目29-6
TEL:(052)589-2881

《広島営業所》広島県広島市安佐南区大町東2-13-13
TEL:(082)877-6700

《仙台出張所》宮城県仙台市宮城野区出花1-109-1
TEL:(022)388-7233

承認	確認	作成
富永	立石	立石

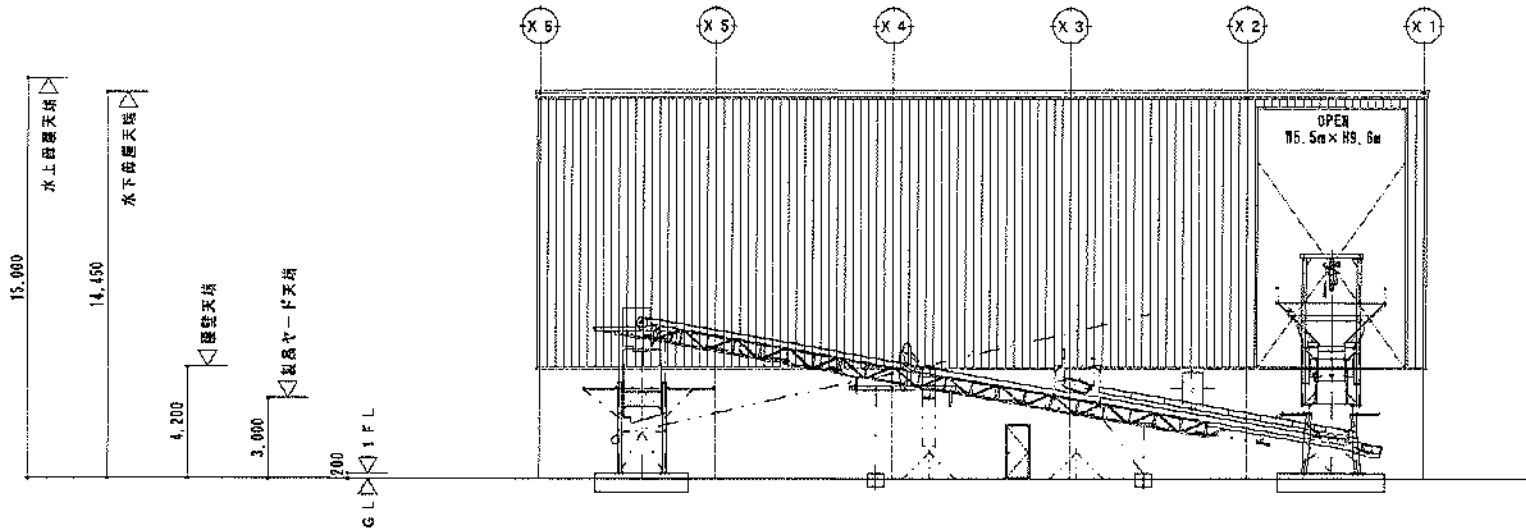
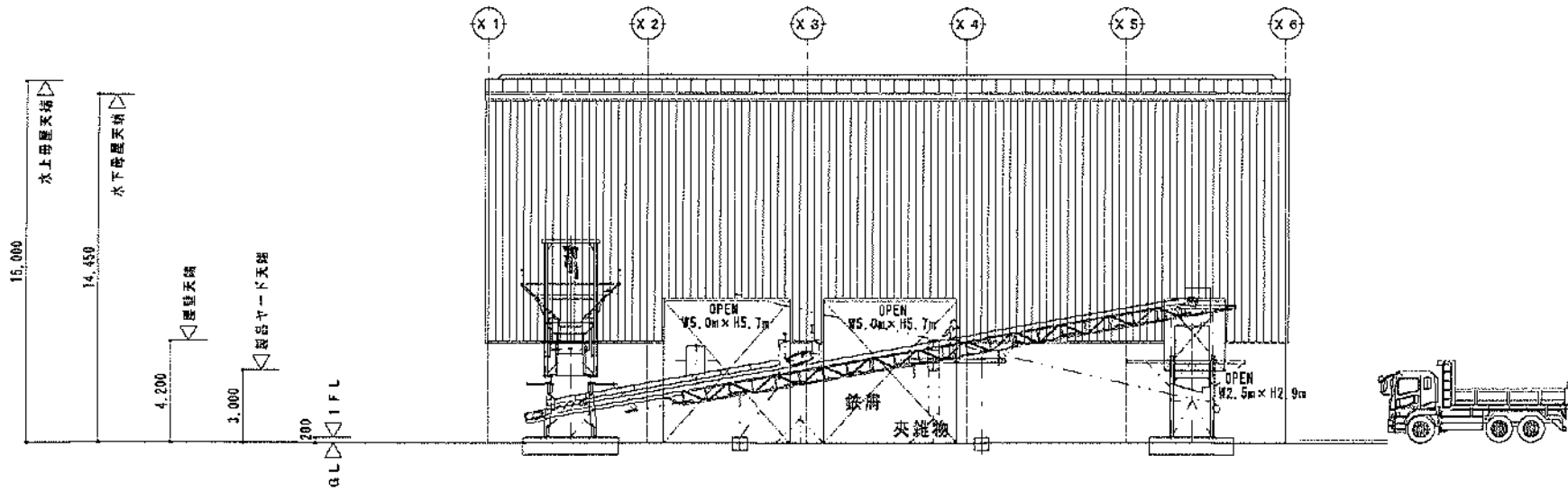
単体機器予想発生騒音・振動レベル標準

No.	名 称	機側騒音レベル (1m) (dB)	機側振動レベル (1m) (dB)
1	インパクトクラッシャ ACD1B	90	60

注記：

1. 騒音の数値においては、等価騒音レベルの4方向平均値を示した。
2. 振動の数値においては、2方向平均値を示した。
3. 機側騒音は暗騒音及び環境の状況により多少変動します。
4. 振動レベルは地盤の状況により変動します。特殊地盤（軟弱地盤）の場合は

上記より大きな値となる可能性があります。



KAMAYA

釜屋株式会社

〒510-0851 三重県四日市市小宮富坂2丁目1番7号 TEL: 059-345-0174 FAX: 059-346-1829

工事名称

中央土木株式会社

リサイクルプラント工場 新築工事

図面名称

計画図1

縮尺

検図

作図

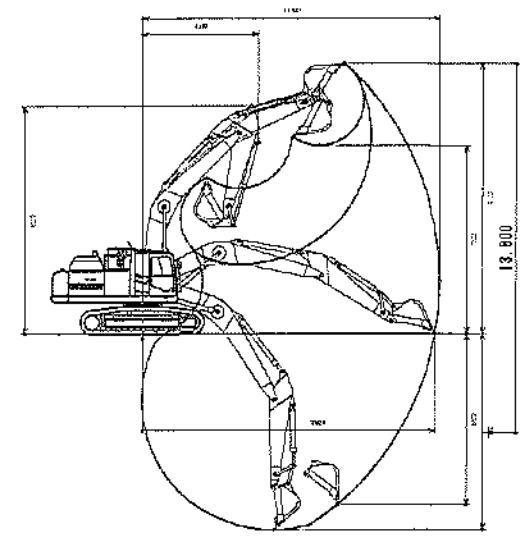
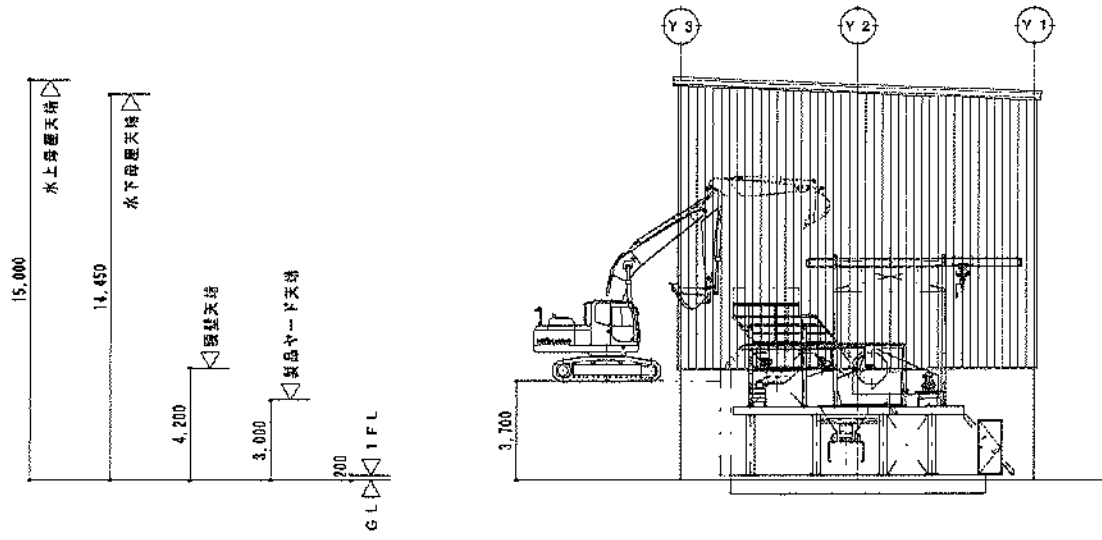
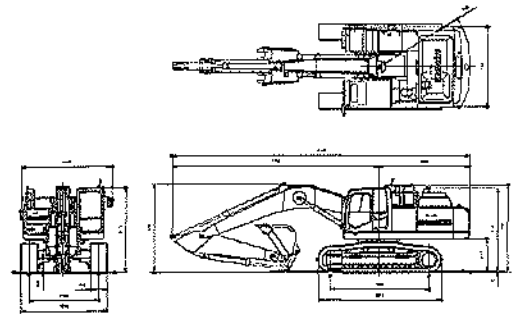
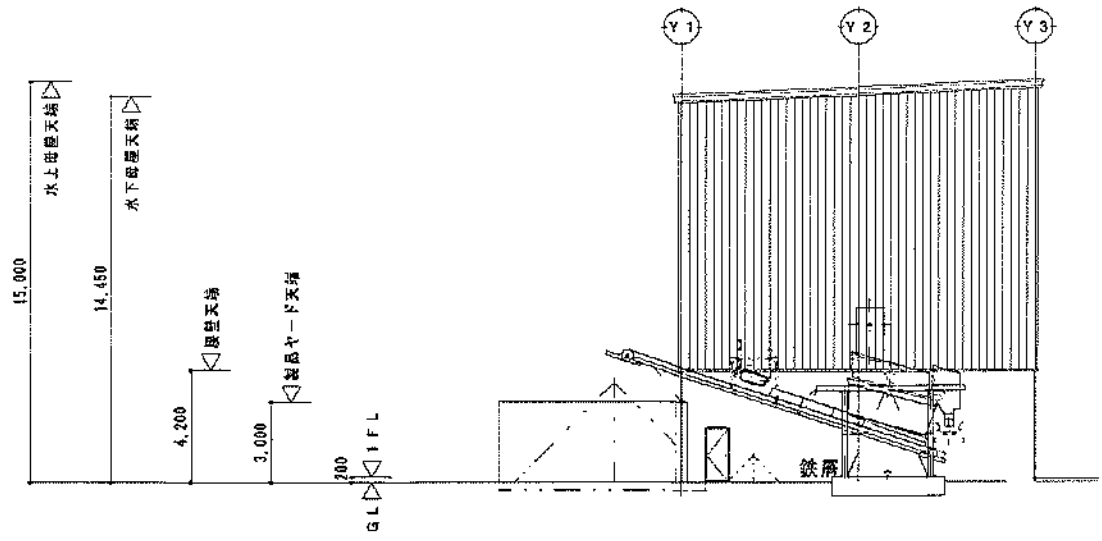
作図年月日

1
2
3
4

改正

図面番号

K1-2



 釜屋株式会社	工事名称 中央土木株式会社 リサイクルプラント工場 新築工事	図面名称 計画図1	縮尺	検図	作図	作図年月日	図面番号 K1-3
					改正	1	
						2	
						3	
						4	

仕様一覧 SPECIFICATION

■ 屋根システム

屋根形式	Kルーフ21				KBタイトロック™	
	Kルーフ21	Kルーフ21N	Kルーフ21CR	KBタイトロック300	KBタイトロック600	
断面図						
屋根材	屋根30分耐火 FP030RF-1947-1(1)	屋根30分耐火 FP030RF-1947-1(2)	屋根30分耐火 FP030RF-0004-2	屋根30分耐火 FP030RF-1970-2	屋根30分耐火 FP030RF-1925-2,0941	屋根30分耐火 FP030RF-1055 *2
透気率	0.90/0.63(W/mK)	0.46/0.39/0.33(W/mK)	0.90/0.63(W/mK)	0.90/0.63(W/mK)	*1	*1
音価	32/35(dB)	36/37/28(dB)	32/35(dB)	32/35(dB)	*1	*1
屋根材	ガルバリウム鋼板	ガルバリウム鋼板	ガルバリウム鋼板	ガルバリウム鋼板	ガルバリウム鋼板	ガルバリウム鋼板
厚さ	0.6(mm)	0.6(mm)	0.6(mm)	0.6(mm)	0.6/0.8(mm)	0.6(mm)
耐火性	不燃材料 NM-8697	不燃材料 NM-8697	不燃材料 NM-8697	不燃材料 NM-8697	不燃材料 NM-8697	不燃材料 NM-8697
防水	KBマットW 12K	KBマットW 12K	KBマットW 10K	KBマットW 10K	各種屋根材に対応可能	-
断熱	50/75(mm)	100/125/150(mm)	50/75(mm)	50/75(mm)	*1	-
重量	不燃材料 NM-S040(1)	不燃材料 NM-S040(1)	不燃材料 NM-S040(1)	不燃材料 NM-S040(1)	*1	-

■ 壁システム [1/2]

屋根形式	KBファンド™				KBリップ™
	KB耐火ファンド75	KB耐火ファンド90	KBファンド90	KBファンド35	KBリップ400
断面図					
屋根材	瓦・珪藻土	瓦・珪藻土	瓦・珪藻土	瓦・珪藻土	珪藻土
耐火性	不燃材料 NM-3419-1 [併設]1時間耐火構造FP060NE-0160-1	不燃材料 NM-3419-1 [併設]30分耐火構造FP030NE-0160-1 防火構造(単体)PC030NE-0155-1	不燃材料 NM-4598 [併設]45分耐火構造(単体)QF045NE-0050(1) 防火構造(複合)PC030NE-0255(1)	不燃材料 NM-4431 [併設]45分耐火構造(複合)QF045NE-0050(1) 防火構造(複合)PC030NE-0247(1)	不燃材料 NM8697 防火構造(複合)表示第1359号
透気率	0.74(W/mK)	1.07(W/mK)	0.54(W/mK)	0.64(W/mK)	6.64(W/mK)
音価	21.2(dB)	21.6(dB)	29.0dB	16.8dB	21(dB)
屋根材	カラーガルバリウム鋼板™	カラーガルバリウム鋼板™	カラーガルバリウム鋼板™	カラーガルバリウム鋼板™	カラーガルバリウム鋼板
厚さ	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)
耐火性	カラーガルバリウム鋼板	カラーガルバリウム鋼板	カラーガルバリウム鋼板	カラーガルバリウム鋼板	-
防水	0.5(mm)	0.5(mm)	0.27(mm)	0.27(mm)	-
断熱	ロックウール	ロックウール	ポリイソシアネートフォーム	ポリイソシアネートフォーム	-

- *1 裏面材により異なります。別途資料をご用意しております。
- *2 裏貼りがガラス繊維シート5mmのみ対応。
- *3 一般部のみ計算値であり、仕上り部では異なります。
- *4 シム合部を含む壁全体の測定値であり、性能保証値ではありません。
- *5 測定値であり、性能保証値ではありません。
- *6 断熱性能付きカラーガルバリウム鋼板はオプションとなります。

■ 壁システム [2/2]

屋根形式	KBパネル™			
	KBパネル205	KBパネル225	KBパネル235	KBパネル245
断面図				
屋根材	珪藻土	珪藻土	珪藻土	珪藻土
耐火性	不燃材料 NM-0980	不燃材料 NM-0980 防火構造 PC030NE-9012	不燃材料 NM-0980	不燃材料 NM-0980 防火構造 PC030NE-9014
透気率	0.81(W/mK)	0.71(W/mK)	0.81(W/mK)	0.71(W/mK)
音価	47(dB)	49(dB)	47(dB)	49(dB)
屋根材	カラーガルファン鋼板	カラーガルファン鋼板	カラーガルファン鋼板	カラーガルファン鋼板
厚さ	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)
耐火性	カラー珪藻土珪藻土鋼板	カラー珪藻土珪藻土鋼板	カラー珪藻土珪藻土鋼板	カラー珪藻土珪藻土鋼板
防水	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)	0.5(mm)
断熱	ロックウール(40kg/m ³)	ロックウール(40kg/m ³)	ロックウール(40kg/m ³)	ロックウール(40kg/m ³)
重量	44(mm)	44(mm)	44(mm)	44(mm)

〈メタルビルのメンテナンスについて〉

屋根の点検:台風や大雪、地震など思わぬダメージを受けている場合があります。
年1回以上の点検、清掃をお勧めいたします。

軒先の点検:ゴミ詰まりや落ち葉などがたまっていないか、年2回以上の点検、清掃をお勧めいたします。

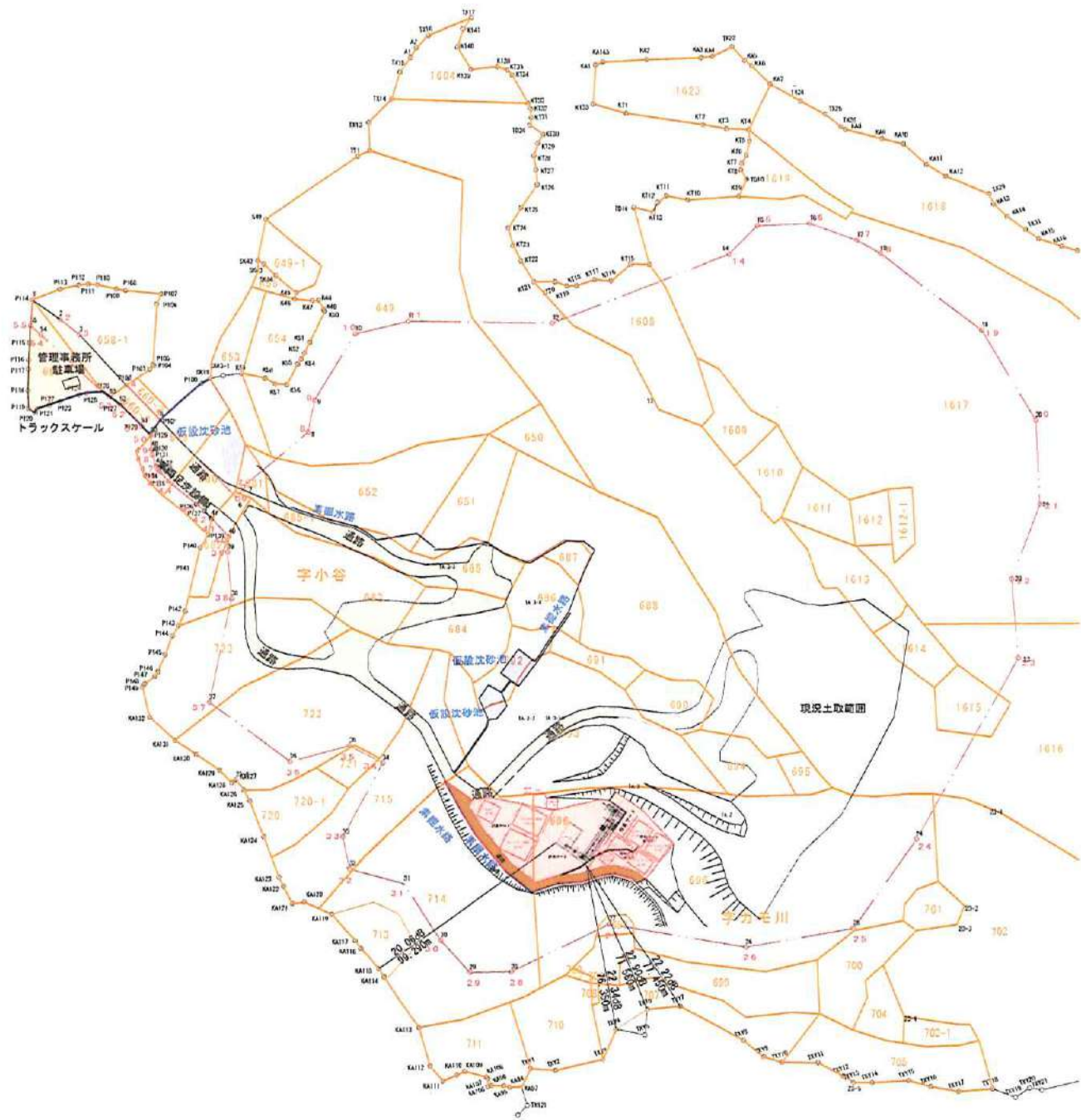
外壁の点検:底下などは雨による洗浄が期待できず、汚れがたまり腐みが発生します。
特に塩害の恐れがある地域などはこまめに点検、水洗いを行ってください。

※屋根上・軒先など高所の点検は危険です。お客様ご自身の点検は目視範囲までとしてください。

※有機溶剤や洗剤は素材を傷める可能性がありますので使用しないでください。

※高圧洗浄による洗浄は漏水の原因となりますのでご注意ください。

詳しくは弊社支店・営業所又は、代理店にてお問い合わせください。



凡例

	プラント敷地	2477.5㎡
	管理事務所敷地	635.4㎡
	通路	5231.8㎡
	水路及び仮設沈砂池	742.9㎡
	採取計画許可区域	94,872㎡

工事名	中間処理施設位置図
施工場所	松阪市大河内、雷川町地内
図面の種類	公園、位置平面図
縮尺	1:1000 測図番号
事業者	中央土木株式会社

第1編 生活環境影響評価項目および調査・予測・評価の手法

第1章 調査事項の整理

第1節 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

生活環境影響調査については、事業計画地及びその周辺地域の環境に対する影響の有無及び影響の程度について計画段階での概略検討を行い、事業計画地周辺の環境特性及び事業計画等を考慮して、以下のような手順で設定する（図3-1）。

破碎施設における生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連の標準的な例（生活環境影響調査指針（環境省））を表3-1に示す。

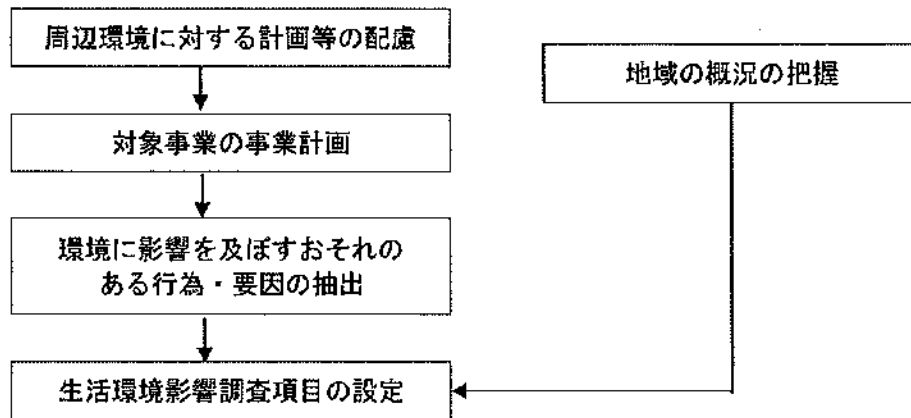


図1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目設定の流れ

表1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（破碎施設）

調査項目	生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目				
大気質	粉じん		○		
	二酸化窒素 (NO ₂)				○
	浮遊粒子状物質 (SPM)				○
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数(臭気濃度)			○	
水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
	浮遊物質量 (SS)	○			
	その他必要な項目 ^{注)}	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

出典) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 H18年）

第2節 生活環境影響調査項目の設定

表 1-1 に示した生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連およびに基づき、表 1-2 に示すとおり生活環境影響調査を行う項目を設定した。また表 1-3 に、生活環境影響調査対象項目ごとに設定の有無、設定する理由又は設定しない理由を示す。

表 1-2 生活環境影響調査項目

調査項目	生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目				
大気質	粉じん	—	×	—	—
	二酸化窒素 (NO ₂)	—	—	—	×
	浮遊粒子状物質 (SPM)	—	—	—	×
騒音	騒音レベル	—	○	—	×
振動	振動レベル	—	○	—	×
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)	—	—	×	—
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	×	—	—	—
	浮遊物質 (SS)	×	—	—	—
	その他必要な項目 ^{注)}	×	—	—	—

○：調査項目 ×：調査項目から除外

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

表 1-3(1) 生活環境影響調査対象項目の設定理由(1)

生活環境影響調査項目	設定の有無	表 3-2 の調査項目を設定した理由・しなかった理由	
大気質	×	施設の稼働	計画施設から 100m 範囲には住宅が存在しないこと、また計画施設周辺は林地となっており粉じんの拡散防止にもなっている。また、散水設備により粉じんの発生を抑制することから、施設稼働による周辺生活への影響は軽微であると判断できることから調査対象項目から除外した。
	×	廃棄物運搬車両の走行	計画施設の搬出入車両台数は、1日平均 10t 車で 11 台、2t 車で 1 台となる計画である。 搬出入経路の国道 166 号の平日 12 時間交通量(R3 交通センサス(調査単位区間番号 10940(松阪市立野町)は下表に示すとおり、小型車で 8,472 台、大型車で 642 台となっている。計画施設の稼働による廃棄物運搬車両が増加した場合も、影響は軽微であると考えられる。 また計画地搬出入口は、国道に面しており生活環境への影響はないと判断できる。 以上より、廃棄物運搬車両による影響は調査対象外とした。
騒音	○	施設の稼働	計画地周辺には民家が存在しないため、施設稼働による騒音が生活環境へ及ぼす影響はないものと考えられるが、計画施設の稼働による騒音レベルが法的基準を順守できるか判断するため調査対象とした。
	×	廃棄物運搬車両の走行	計画施設の搬出入車両台数は、1日平均 10t 車で 11 台、2t 車で 1 台となる計画である。 搬出入経路の国道 166 号の平日 12 時間交通量(R3 交通センサス(調査単位区間番号 10940(松阪市立野町)は下表に示すとおり、小型車で 8,472 台、大型車で 642 台となっている。計画施設の稼働による廃棄物運搬車両が増加した場合も、影響は軽微であると考えられる。 また計画地搬出入口は、国道に面しており生活環境への影響はないと判断できる。 以上より、廃棄物運搬車両による影響は調査対象外とした。

○：調査を実施する ×：調査を実施しない

【R3 年交通センサス調査結果】

路線番号	路線名	交通量観測地点地名 市区町村	昼間12時間自動車類交通量			24時間自動車類交通量			昼夜率	昼間12時間比 時間率	最大瞬間12時間 時間入率
			上下合計			上下合計					
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)			
166	国道166号	松阪市立野町	8,472	642	9,114	10,172	740	10,912	1.20	10.0	7.0

表 1-3(2) 生活環境影響調査対象項目の設定理由(2)

生活環境影響調査項目	設定の有無	表 3-2 の調査項目を設定した理由・しなかった理由	
振 動	○	施設の稼働	計画地周辺には民家が存在しないため、施設稼働による振動が生活環境へ及ぼす影響はないものと考えられるが、計画施設の稼働による振動レベルが法的基準を順守できるか判断するため調査対象とした。
	×	廃棄物運搬車両の走行	計画施設の搬出入車両台数は、1日平均10t車で11台、2t車で1台となる計画である。 搬出入経路の国道166号の平日12時間交通量(R3交通センサス(調査単位区間番号10940(松阪市立野町)は上表に示すとおり、小型車で8,472台、大型車で642台となっている。計画施設の稼働による廃棄物運搬車両が増加した場合も、影響は軽微であると考えられる。 また計画地搬出入口は、国道に面しており生活環境への影響はないと判断できる。 以上より、廃棄物運搬車両による影響は調査対象外とした。
悪 臭	×	施設からの悪臭の漏洩	計画施設で処理される廃棄物には、悪臭が発生するものが含まれないことから生活環境への影響は発生しないと考えられることから調査対象外とした。
水 質	×	施設排水の排出	計画施設からは、排水が発生しない。 雨水は排水路を整備し沈砂池により沈殿処理し上澄み水のみ敷地外に排出される。 以上より、計画施設稼働による水質への影響は発生しないものと考えられることから調査対象外とした。

○：調査を実施する ×：調査を実施しない

破碎施設稼働時騒音振動予測
報告書

令和8年 2月

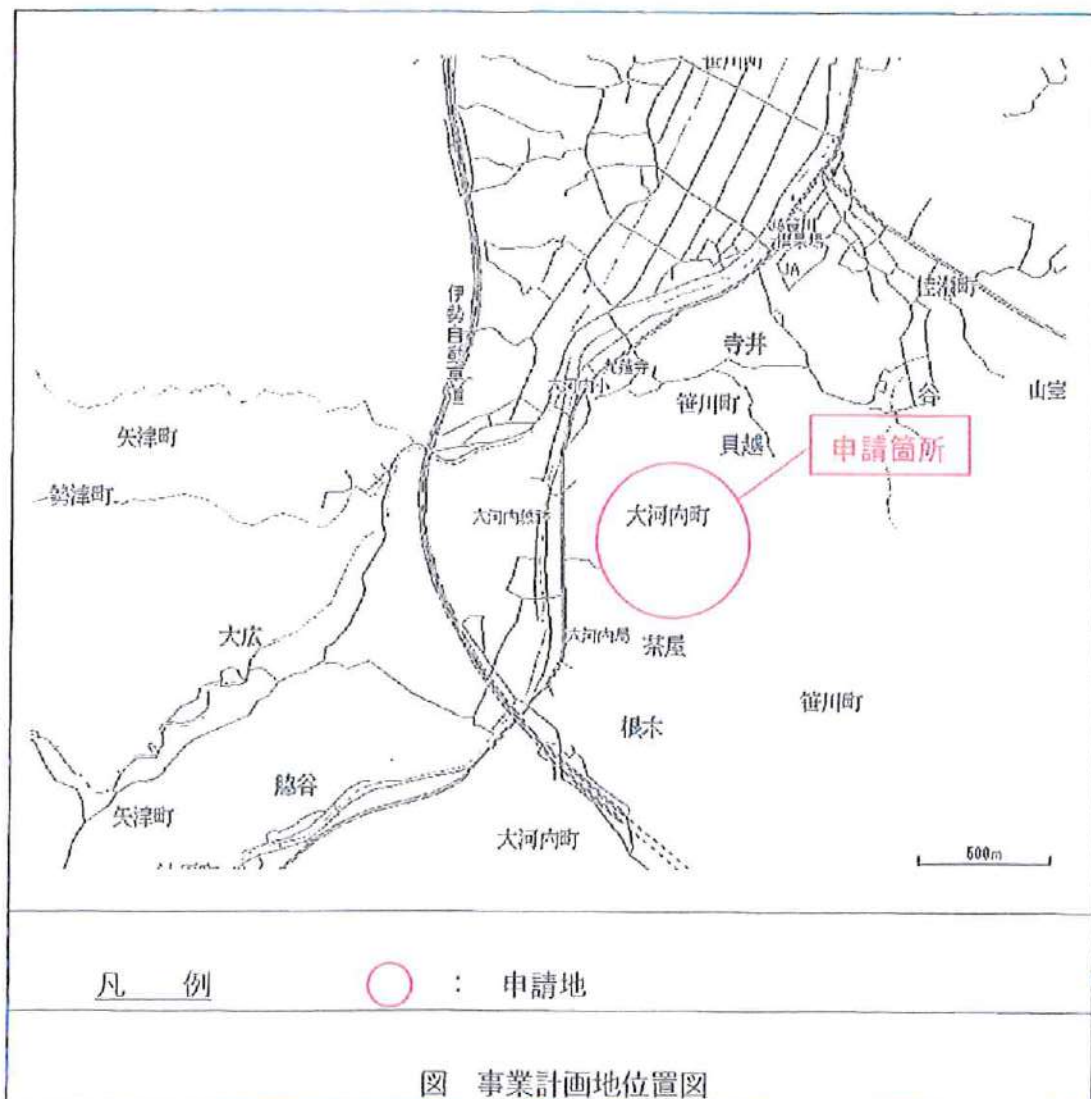
中央土木株式会社

第1章 調査の目的

本調査は、産業廃棄物処理施設（以下、計画施設という。）の設置にあたり、計画施設稼働時における騒音振動が周辺生活環境へ与える影響の有無を確認することを目的とする。

第2章 計画施設の設置場所

住 所：松阪市大河内町696番地



騒音・振動の距離による減衰量の計算

騒音の基準値に対する予測計算書

(1) 複合騒音レベル計算式

$$L=10\log_{10}(10L_1/10+10L_2/10+10L_3/10+10L_4/10)$$

予測点 騒音値

騒音発生源諸元

名 称	騒音レベル (dB(A))
1. グリズリーフィーダ 900w×2400L	100 d B (機側1.0m)
2. ショークラッシャー STC4220	105 d B (機側1.0m)
3. スクリーン 1200×3000 (2) RIH	90 d B (機側1.0m)
4. インパクトクラッシャー ACD1B	90 d B (機側1.0m)

※騒音レベルは、メーカー測定値である。

・上記機械の複合騒音は107 d Bとなる。

・騒音発生源をKBパネルで囲うことにより、音響透過損失47dBである事から、パネル壁面部の騒音値を60dBとする。

$$107\text{dB}-47\text{dB}=60\text{dB}$$

騒音レベル計算式

$$L_2=L_1-20\log(d_2/d_1)$$

	計算結果(騒音値)	複合騒音値	log	距離 (m)	機側距離
騒音	22.90	60.0	20 1.854792	71.58	1
	22.22	60.0	20 1.889021	77.45	1
	22.34	60.0	20 1.882809	76.35	1
	20.06	60.0	20 1.996906	99.29	1

振動の基準値に対する予測計算書

(2) 複合振動レベル計算式

$$L = 10 \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10 \frac{L_i}{10} \right)$$

記号の意味

- ・ L : 複合振動レベル (dB)
 - ・ L_i : 各機械の振動レベル (dB)
 - ・ n : 機械の台数
- 以上の式を用いて検証を行う

振動発生源諸元

	名 称	振動レベル (dB) (※)
1	グリズリーフィーダー 900w × 2400 L	72 (機側1.0m)
2	ジョークラッシャー STC4220	80 (機側1.0m)
3	スクリーン 1200 × 3000 (2) RIH	68 (機側1.0m)
4	インパクトクラッシャー ACD1B	60 (機側1.0m)

複合騒音レベルの計算

$$L = 10 \log_{10} \left(10 \frac{72}{10} + 10 \frac{80}{10} + 10 \frac{68}{10} + 10 \frac{60}{10} \right)$$

合計

$$1.00 \times 10^8 + 1.58 \times 10^7 + 6.31 \times 10^6 + 1.00 \times 10^5 = 1.2315 \times 10^8$$

対数変換

$$L = 10 \log_{10}(1.2315 \times 10^8) \approx 10 \times 8.09 = 80.9 \text{ dB} \quad \text{(上式使用)}$$

1 施設内振動

振動源の距離については、1m位置で80.9db

振動基準値 65db (9:00~17:00)

振動源からの距離については1m位置で80.9dbである為、振動の基準値65db以下をクリアする為には破砕施設よりL = 6.2mが必要となる。

振動レベル計算式 $R2=R1 - 15\log(d2/d1)$

	計算結果(振動値)	複合振動値	log	距離(m)	機側距離
	53.08	80.9	15 1.854792	71.58	1
振動	52.56	80.9	15 1.889021	77.45	1
	52.66	80.9	15 1.882809	76.35	1
	50.95	80.9	15 1.996906	99.29	1

(1) (2) について 今回の施設内計画において、予定設置地点より最も近い境界位置までの距離がL = 71.58mである為、問題ないと考えられる。

履歴事項全部証明書

三重県松阪市飯南町粥見2318番地3
中央土木株式会社

会社法人番号	1900-01-011179	
商号	株式会社真柄組	
	中央土木株式会社	平成13年10月14日変更
本店	三重県松阪市星合町2199番地	平成17年 3月17日移転
		平成17年 3月22日登記
	三重県松阪市飯南町粥見2318番地3	平成25年 4月24日移転
		平成25年 4月30日登記
公告をする方法	津市に於て発行する伊勢新聞に掲載する	
会社成立の年月日	昭和34年6月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計、施工 2. 道路舗装工事の設計、施工 3. 山林の経営及び木材の販売、加工 4. 造園及び緑化事業の設計、施工 5. 動産、不動産の賃貸業 6. とび、土工工事業 7. 石工事業 8. 港湾、河川等のしゅんせつ及び埋立施工 9. 水道施設工事業 10. 電気工事業 11. 水道工事業 12. 生コンクリートの製造並びに販売業 13. 重油、軽油等燃料の販売業 14. 石材、コンクリート製品等の建設資材の販売 15. 解体工事業 16. 測量業 17. 産業廃棄物の収集運搬業 18. 産業廃棄物の中間処理並びに最終処分業 19. 一般廃棄物の収集運搬業 20. 一般廃棄物の中間処理並びに最終処分業 21. 建設機械のリース業 22. 宅地建物取引業 23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 24. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成30年 9月 8日変更 平成30年 9月11日登記</p>	

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計、施工 2. 道路舗装工事の設計、施工 3. 山林の経営及び木材の販売、加工 4. 造園及び緑化事業の設計、施工 5. 動産、不動産の賃貸業 6. とび、土工事業 7. 石工事業 8. 港湾、河川等のしゅんせつ及び埋立施工 9. 水道施設工事業 10. 電気工事業 11. 水道工事業 12. 生コンクリートの製造並びに販売業 13. 重油、軽油等燃料の販売業 14. 石材、コンクリート製品等の建設資材の販売 15. 解体工事業 16. 測量業 17. 産業廃棄物の収集運搬業 18. 産業廃棄物の中間処理並びに最終処分業 19. 一般廃棄物の収集運搬業 20. 一般廃棄物の中間処理並びに最終処分業 21. 建設機械のリース業 22. 宅地建物取引業 23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 24. 自動車整備業 25. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 6年 1月31日変更 令和 6年 1月31日登記</p>	
発行可能株式総数	9万4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万3520株	平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月 1日登記
資本金の額	金5100万円	平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月 1日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 平成18年10月30日設定 平成18年10月31日登記	
役員に関する事項	取締役 角谷勝利	平成27年11月28日重任 平成27年12月 1日登記
	取締役 角谷勝利	令和 7年11月28日重任 令和 7年12月 1日登記

	取締役	<u>角谷裕子</u>	平成27年11月28日重任
			平成27年12月1日登記
	取締役	<u>角谷裕子</u>	令和7年11月28日重任
			令和7年12月1日登記
	取締役	<u>島田好博</u>	令和1年6月27日就任
			令和1年6月28日登記
	取締役	<u>島田好博</u>	令和7年11月28日重任
			令和7年12月1日登記
	取締役	<u>丸山公章</u>	令和1年6月27日就任
			令和1年6月28日登記
	取締役	<u>丸山公章</u>	令和7年11月28日重任
			令和7年12月1日登記
	取締役	<u>後藤昌彦</u>	令和1年6月27日就任
			令和1年6月28日登記
			令和7年2月15日辞任
			令和7年3月6日登記
	取締役	<u>角谷汐音</u>	令和3年4月1日就任
			令和3年4月7日登記
	取締役	<u>角谷汐音</u>	令和7年11月28日重任
			令和7年12月1日登記
	取締役	<u>角谷猛志</u>	令和4年3月1日就任
			令和4年4月7日登記
	取締役	<u>角谷猛志</u>	令和7年11月28日重任
			令和7年12月1日登記

三重県松阪市飯南町粥見2318番地3
中央土木株式会社

	三重県松阪市久米町2095番地1 代表取締役 角谷勝利	平成27年11月28日重任 平成27年12月1日登記
	三重県松阪市久米町2095番地1 代表取締役 角谷勝利	令和7年11月28日重任 令和7年12月1日登記
	監査役 角谷幸春	令和4年3月1日就任 令和4年4月7日登記
支店	3 三重県津市美杉町川上1120番地	平成30年7月20日設置 平成30年7月20日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年5月17日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和8年3月12日

津地方法務局松阪支局
登記官

溝口和孝



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335168
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
651番	山林	595		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-1番地 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2-0-5番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2-3-18番地 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (- 1/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335168
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
651番	山林	595		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町(07)番地 角谷亨春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年1月26日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町第12318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (31/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335169
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
652番	山林	1388		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成15年6月27日 第14581号	原因 平成15年6月27日売買 所有者 松阪市垣鼻町575番地 中島康雄 順位10番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人住所変更	平成19年9月26日 第17509号	原因 平成15年10月1日住所移転 住所 松阪市中町194-6番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町107-1番地 角谷幸春
	付記1号 2番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成13年2月19日 第3048号	原因 平成13年2月19日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 手形貸付取引 金銭消費貸借取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 松阪市塚本町80番地の1 飯南自動車工業株式会社 根抵当権者 松阪市駅前田町988番地 山本美築子 共同担保 目録①第3568号 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号-D86763 (-2/10) 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成15年10月8日
2	1番根抵当権抹消	平成19年9月26日 第17510号	原因 平成19年9月26日解除
3	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷 幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島 康雄 共同担保 目録(+)第7929号
付記1号	3番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島 正浩 名古屋市昭和区緑町三丁目6番地13 2分の1 中島 小百合
4	3番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (-2/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335178
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
658番1	田	1514		[余白]	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 〔平成14年3月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第22364号	原因 平成13年9月21日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 中島清 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市東町1-9-46番地 中島原雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和48年10月23日 第30908号	原因 昭和48年10月1日設定 目的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる 地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない 範囲 南西角を基として四辺形の208・34㎡ 要役地 松阪市久保町字向野1843番70

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			地役権図面第398号 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
2	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設 定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島康雄 共同担保 目録(ア)第7929号
付記1号	2番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島正浩 名古屋市昭和区緑町三丁目6番地(ア) 2分の1 中島小百合
3	2番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (-3/10)

2/2



順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	1番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島正浩 名古屋市昭和区緑町三丁目6番地13 2分の1 中島小百合
2	1番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



1
1
0
0

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335179
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
658番2	田	9 91		[余白]	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 〔平成14年3月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第22364号	原因 平成13年9月21日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 中島清 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市中町1946番地 中島康雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設 定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島康雄 共同担保 目録(イ)第7929号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335184
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
660番3	田	130		660番から分筆 〔平成12年9月27日〕	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 〔平成14年3月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第22366号	原因 平成13年9月21日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 中島清 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年10月8日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市中町1946番地 中島康雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和48年10月16日 第30125号	原因 昭和48年9月20日設定 目的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる 地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3.75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない 範囲 北西角で五辺形の14.98㎡ 要役地 松阪市久保町字向野1843番70

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			地役権図面第233号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番地役権変更	余白	範圍 北西角で五辺形の14・98㎡ 地役権図面第236号 平成12年9月27日付記 順位1番付記1号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
2	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設 定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島康雄 共同担保 目録(イ)第7929号
付記1号	2番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島正浩 名古屋市昭和区緑町三丁目5番地1-3 2分の1 中島小百合
3	2番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (-5/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335187
地図番号	[余白]	境界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積	町区組番号	原因及びその日付〔登記の日付〕	
663番	田	⑩	1121	[余白]	
663番1	[余白]		1011	①②663番1、663番2に分筆 〔昭和39年3月18日〕	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 〔平成14年3月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	
[余白]	[余白]		862	③錯誤 〔平成18年1月23日〕	
[余白]	[余白]		853	④663番1、663番3に分筆 〔平成18年1月23日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第2365号	原因 平成13年9月27日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 甲区一筆 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市中町1946番地 中島 康雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷 幸吾
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町蛸貝2318番地3 中央土木株式会社

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を併記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特記事項であることを示す。

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷 幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島 康雄 共同担保 目録(注)第7929号
付記1号	1番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島 正 浩 名古屋市昭和区緑町三丁目6番地13 2分の1 中島 小百合
2	1番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口 和 孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは特注事項であることを示す。

整理番号 D86763-(6/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335227
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
679番	田	1094		[余白]	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 〔平成14年3月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第22364号	原因 平成13年9月21日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 中島清 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市中町1946番地 中島康雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島康雄 共同担保 目録(注)第7929号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が照査で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特種事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	1番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 <u>抵当権者</u> 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島正浩 名古屋市昭和区緑町三丁目6番地13 2分の1 中島小百合
2	1番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (-7/10)

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335229
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
680番	田	694		[余白]	
[余白]	雑種地	[余白]		②平成13年12月20日変更 (平成14年3月4日)	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年9月27日 第22364号	原因 平成13年9月21日売買 所有者 松阪市町平尾町606番地1 中島清 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月3日
2	所有権移転	平成17年11月30日 第23412号	原因 平成17年11月29日売買 所有者 松阪市中町1946番地 中島康雄
3	所有権移転	平成19年9月26日 第17511号	原因 平成19年9月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年7月5日 第11437号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2098番地1
4	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年9月26日 第17512号	原因 平成19年9月26日売買残代金同日設 定 債権額 金5,000万円 利息 無利息 債務者 津市白塚町1071番地 角谷幸春 抵当権者 松阪市中町1946番地 中島康雄 共同担保 目録付第7929号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは注記事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	1番抵当権移転	平成24年7月5日 第11438号	原因 平成24年3月1日相続 抵当権者 松阪市中町1947番地 持分2分の1 中島正治 名古屋市長和区緑町三丁目6番地13 2分の1 中島小百合
2	1番抵当権抹消	平成24年7月5日 第11439号	原因 平成24年7月5日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (8/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335230
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
681番	田	195		余白	
余白	山林	余白		②年月日不詳変更 〔平成14年4月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16394号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 食口開発株式会社 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-71番地 角谷平香
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86763 (9/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335232
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
682番	畑	376		[余白]	
[余白]	山林	[余白]		②年月日不詳変更 〔平成14年4月11日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16394号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷平吉
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335233
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積㎡		原因及びその日付(登記の日付)	
683番	山林	1639		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町E0-7-1番地 三角幸希
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町209-5番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町第2-2-18番地3 中央士六株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86764-(1/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335234
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
684番	山林	1586		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位9番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2313番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335235
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
685番	田	991		余白	
余白	山林	余白		②年月日不詳変更 〔平成14年4月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16394号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市日塚町1071番地 角谷幸吾
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年4月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町栄見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86764 (3/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335236
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
685番1	原野	105		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月25日 第16653号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷平春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86764-(4/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335237
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
686番	田	330		[余白]	
[余白]	畑	[余白]		②昭和38年5月15日変更 〔昭和38年6月25日〕	
[余白]	山林	[余白]		②年月日不詳変更 〔平成14年6月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16392号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町3-0-0番地 倉一口開発株式会社 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-7上番地 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2-0-95番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2-3-18番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D86764-(5/10)

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335238
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字大垣戸			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
687番	畑	148		余白	
余白	山林	余白		②年月日不詳変更 (平成14年6月14日)	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16392号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-07-1番地 角谷幸孝
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335239
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
688番	山林	347.1		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 川合孝吉
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市大木町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D86764 (7/10)

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335242
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
691番	山林	148		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月25日 第16653号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86764 (-8/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335243
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字小谷			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
692番	田	727		余白	
余白	畑	余白		②昭和38年5月15日変更 〔昭和38年6月25日〕	
余白	山林	余白		②年月日不詳変更 〔平成14年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月23日 第16392号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町3-0-0番地 倉田一朗株式会社 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-7-1番地 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2-0-5番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335244
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
693番	山林	1487		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市犬黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-7(番地) 角谷幸春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成27年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2-0-9(番地1)
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2-3-8番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86764 (10/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335247
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字カモ川			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
696番	山林	2677		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年2月16日 第2910号	原因 平成13年1月18日売買 所有者 松阪市塚本町80番地の1 飯南自動車工業株式会社 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成16年5月12日 第9684号	原因 平成16年5月11日売買 所有者 多気郡大台町大字菅谷3571番地 色谷幸吉
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2093番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町羽見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特許事項であることを示す。

整理番号 D86765 (-1/6)

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335269
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	松阪市大河内町字カモ川			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
714番	山林	1689		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷孝香
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86765 (-2/6)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335271
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
715番	山林	1487		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位9番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市日塚町1071番地 川谷三孝
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町湯見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335280
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
722番	山林	178.5		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1.	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位10番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1-0-71番地 角谷幸孝
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2-0-9番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町第2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86765 (-4/6)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335281
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字小谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
723番	山林	793		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成14年7月10日 第15490号	原因 平成14年7月8日代物弁済 所有者 松阪市大黒田町300番地 倉口開発株式会社 順位10番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	所有権移転	平成19年1月26日 第1676号	原因 平成19年1月26日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角一 幸吉
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
3	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町第見2318番地3 中央土木株式会社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86765-(5/6)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000335249
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	松阪市大河内町字カモ川			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m		原因及びその日付〔登記の日付〕	
698番	田	446		[余白]	
[余白]	山林	[余白]		②年月日不詳変更 〔平成14年4月1日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年4月3日 第9884号	原因 明治35年8月16日中川三之助家督相続昭和11年7月26日中川清家督相続昭和50年4月13日相続 所有者 松阪市大河内町7-7-9番地2 中川 齊 順位2番の登記を移記
2	条件付所有権移転仮登記	平成13年7月27日 第17322号	原因 平成13年7月17日売買(条件 農地法第3条の許可) 権利者 志那 志町大字八木4-5-8番地1 三有株式会社カニマワラビレックス 順位1番の登記を移記
	[余白抹消]	[余白抹消]	[余白抹消]
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
3	2番仮登記抹消	平成20年8月25日 第14666号	原因 平成20年8月21日解除
4	所有権移転	平成20年8月25日 第14667号	原因 平成20年8月21日売買 所有者 津市白塚町1071番地 角谷 幸春
付記1号	4番登記名義人住所変更	平成30年2月21日 第2321号	原因 平成21年10月19日住所移転 住所 松阪市久米町2095番地1
5	所有権移転	平成30年2月21日 第2322号	原因 平成30年1月26日売買 所有者 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央土木株式会社

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



と
日
の
日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86765 (6/6)

不動産用

登記事項証明書 登記簿謄本・抄本 交付請求書

※太枠の中に記載してください。

窓口に來られた人 (請求人)	住所	茨城県白旗町 949-2
	フリガナ	桐本 阿多
	氏名	桐本 阿多

収入印紙欄

収入印紙

収入印紙

(登記印紙も使用可能)

収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。

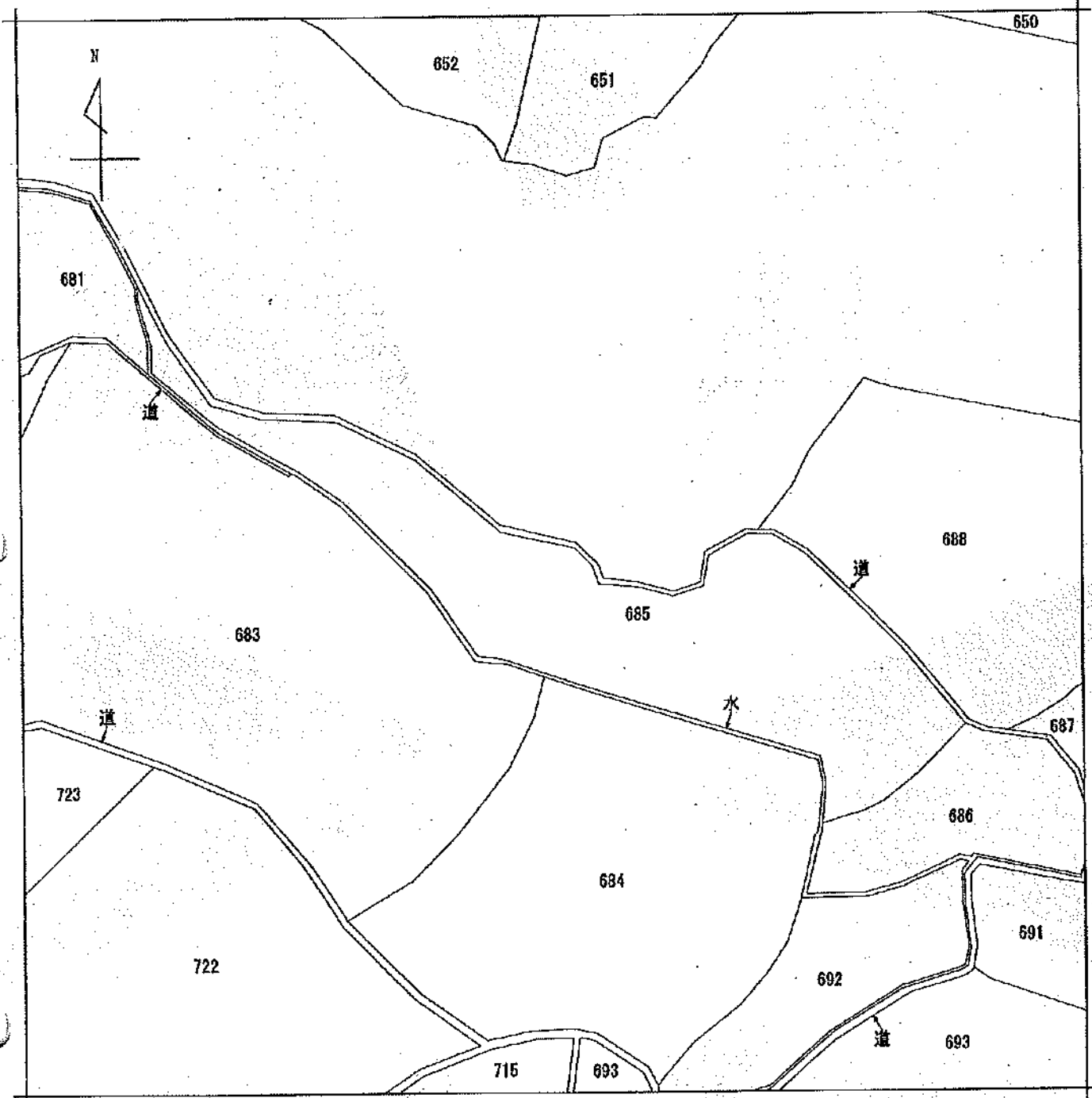
※地番・家屋番号は、住居表示番号(○番○号)とはちがいますので、注意してください。

種別 (√印をつける)	郡・市・区	町・村	丁目・大字	地番	家屋番号 又は所有者	請求 通数
1 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	松阪	大湊町	大字	651	691	各1
2 <input type="checkbox"/> 建物				652	692	
3 <input type="checkbox"/> 土地				653	693	
4 <input type="checkbox"/> 建物				654	694	
5 <input type="checkbox"/> 土地				655	695	
6 <input type="checkbox"/> 建物				656	696	
7 <input type="checkbox"/> 土地				657	697	
8 <input type="checkbox"/> 建物				658	698	
9 <input type="checkbox"/> 財団 (□目録付)				659	699	
10 <input type="checkbox"/> 船舶				660	700	
11 <input type="checkbox"/> その他				661	701	

※共同担保目録が必要なときは、以下にも記載してください。
 次の共同担保目録を「種別」欄の番号 番の物件に付ける。
 現に効力を有するもの 全部(抹消を含む) () 第 号

- ※該当事項の□に√印をつけ、所要事項を記載してください。
- 登記事項証明書・謄本(土地・建物)
 - 専有部分の登記事項証明書・抄本(マンション名)
 - ただし、現に効力を有する部分のみ(抹消された抵当権などを省略)
 - 一部事項証明書・抄本(次の項目も記載してください。)
 - 共有者 に関する部分
 - 所有者事項証明書(所有者・共有者の住所・氏名・持分のみ)
 - 所有者 共有者
 - コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿
 - 合筆、滅失などによる閉鎖登記簿・記録(年 月 日閉鎖)

交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日
			2012.3.12



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字小谷			地番	685番		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

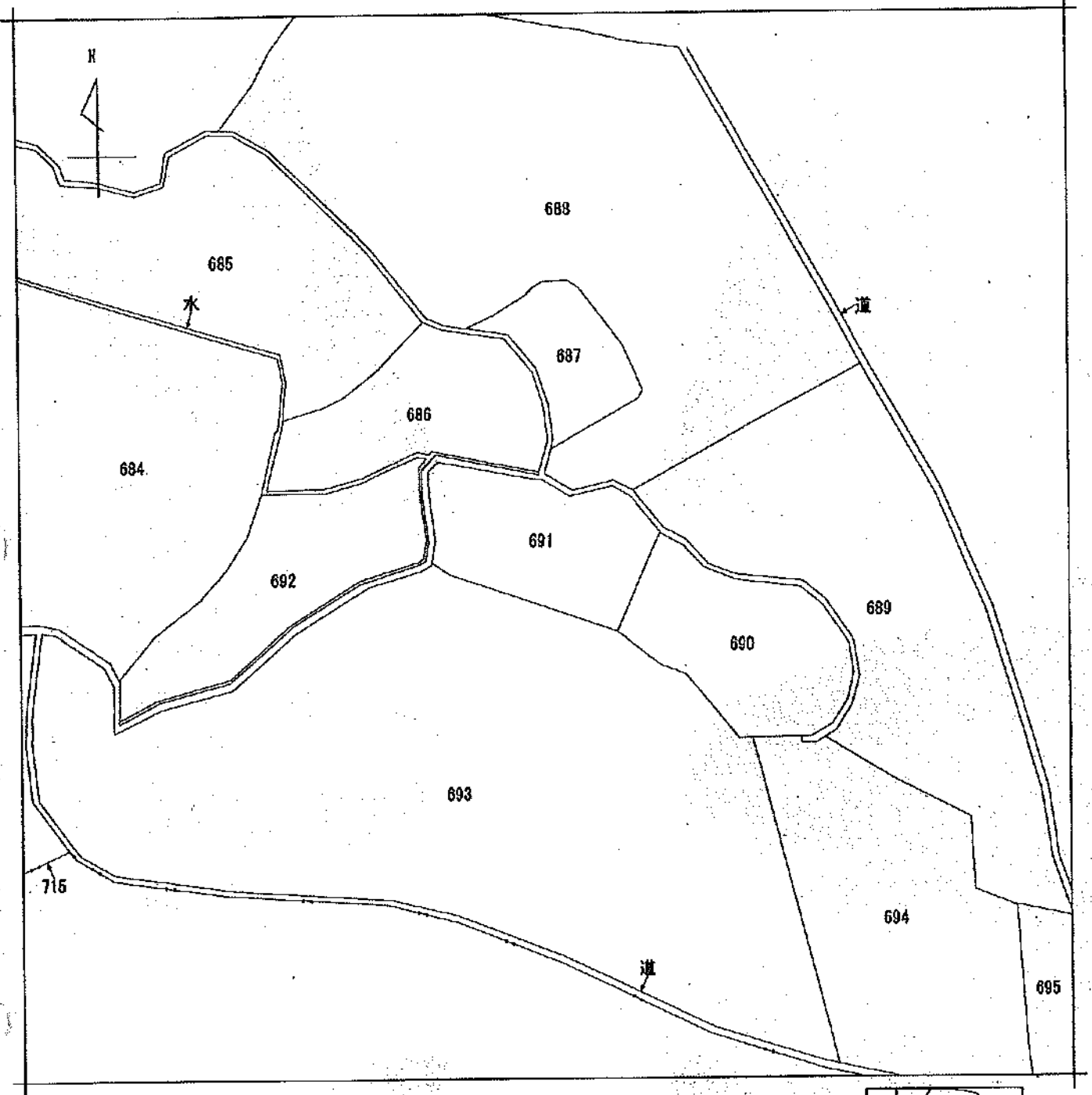
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-5
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字小谷			地番	691番		
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は 座番は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記事項		

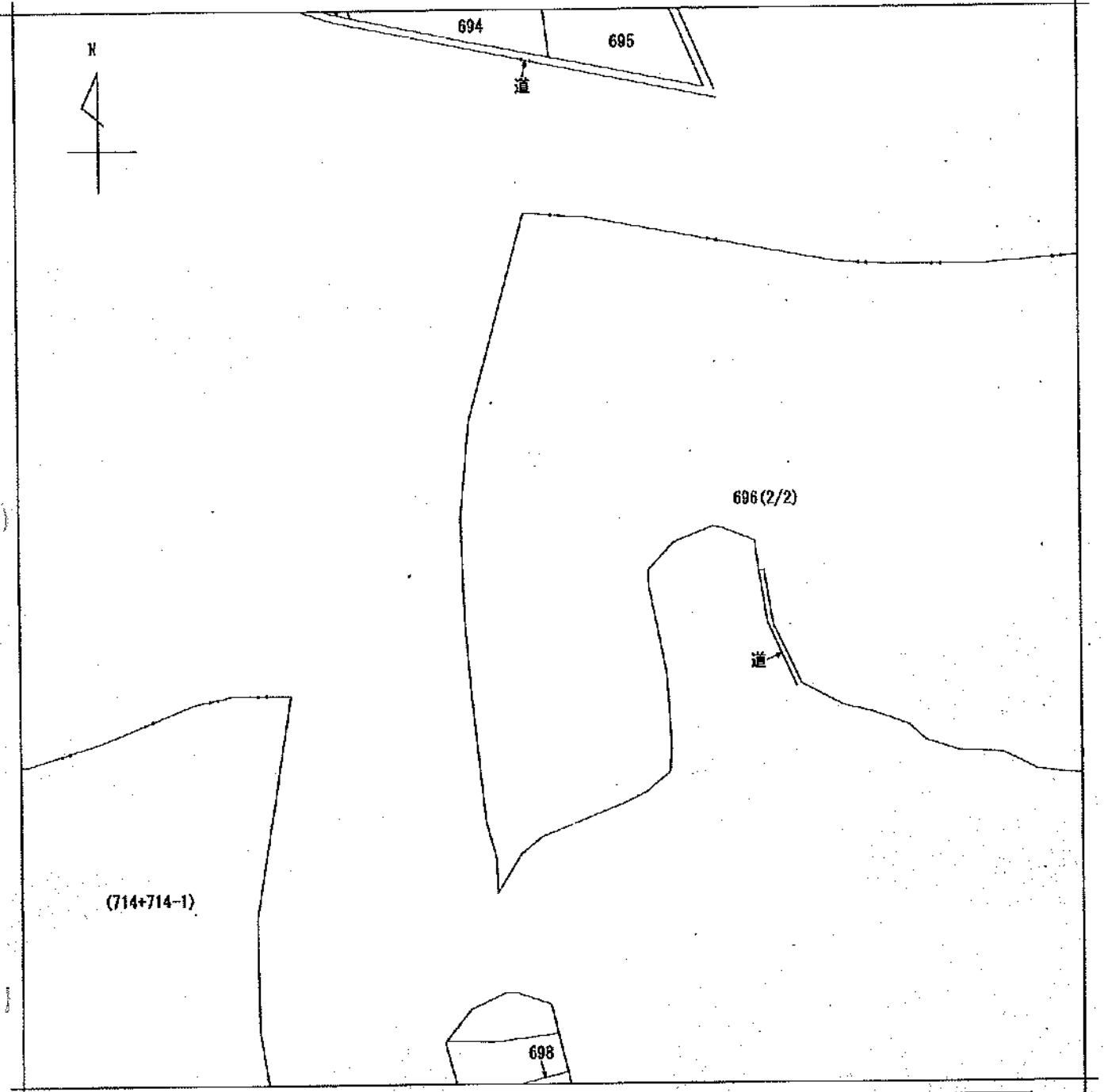
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-6
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字カモ川		地番	696番			
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

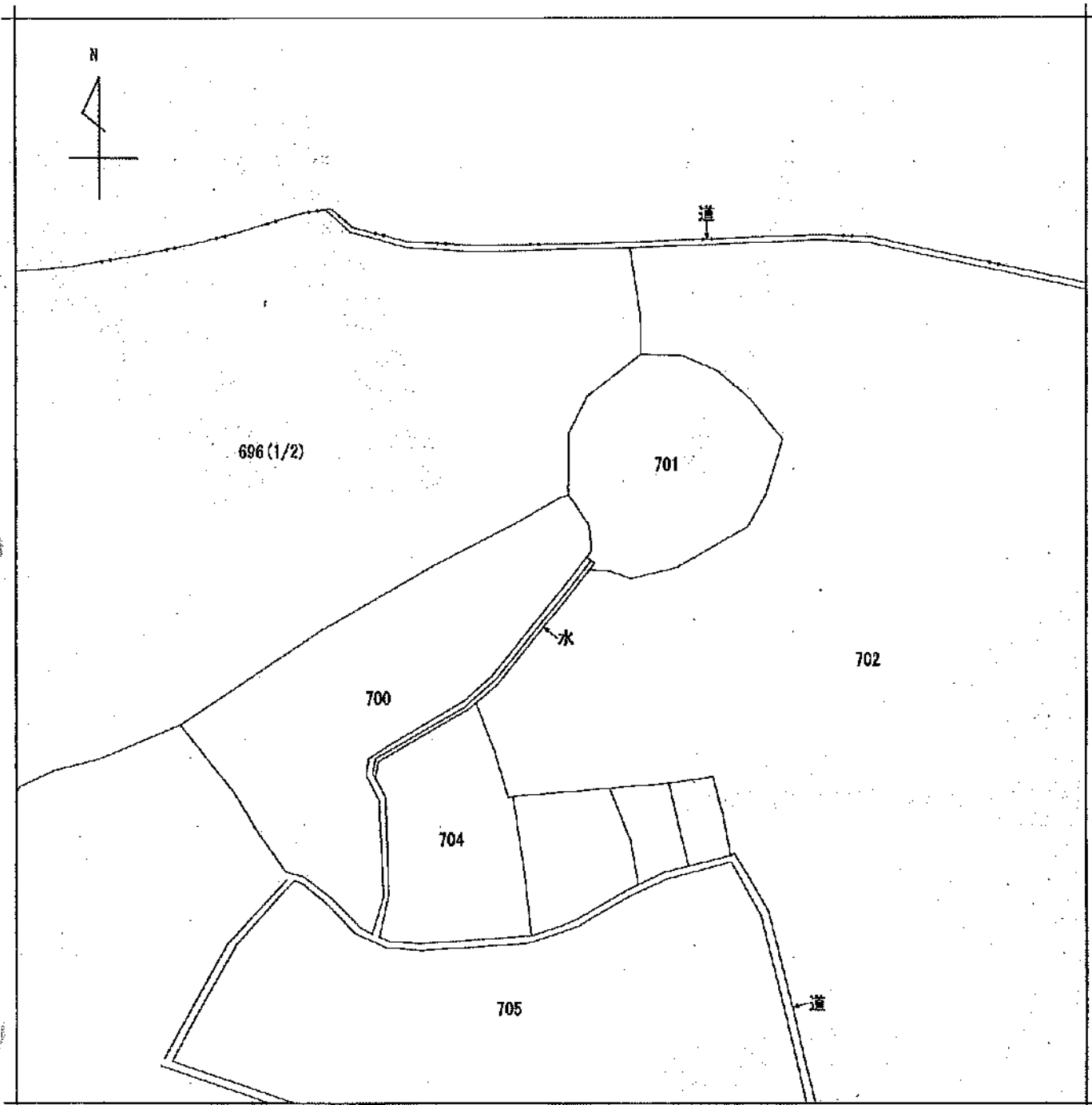
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

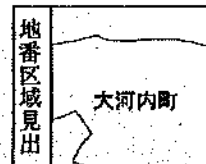
請求番号：12-7
(1/2)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字カモ川			地番	696番		
出縮力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

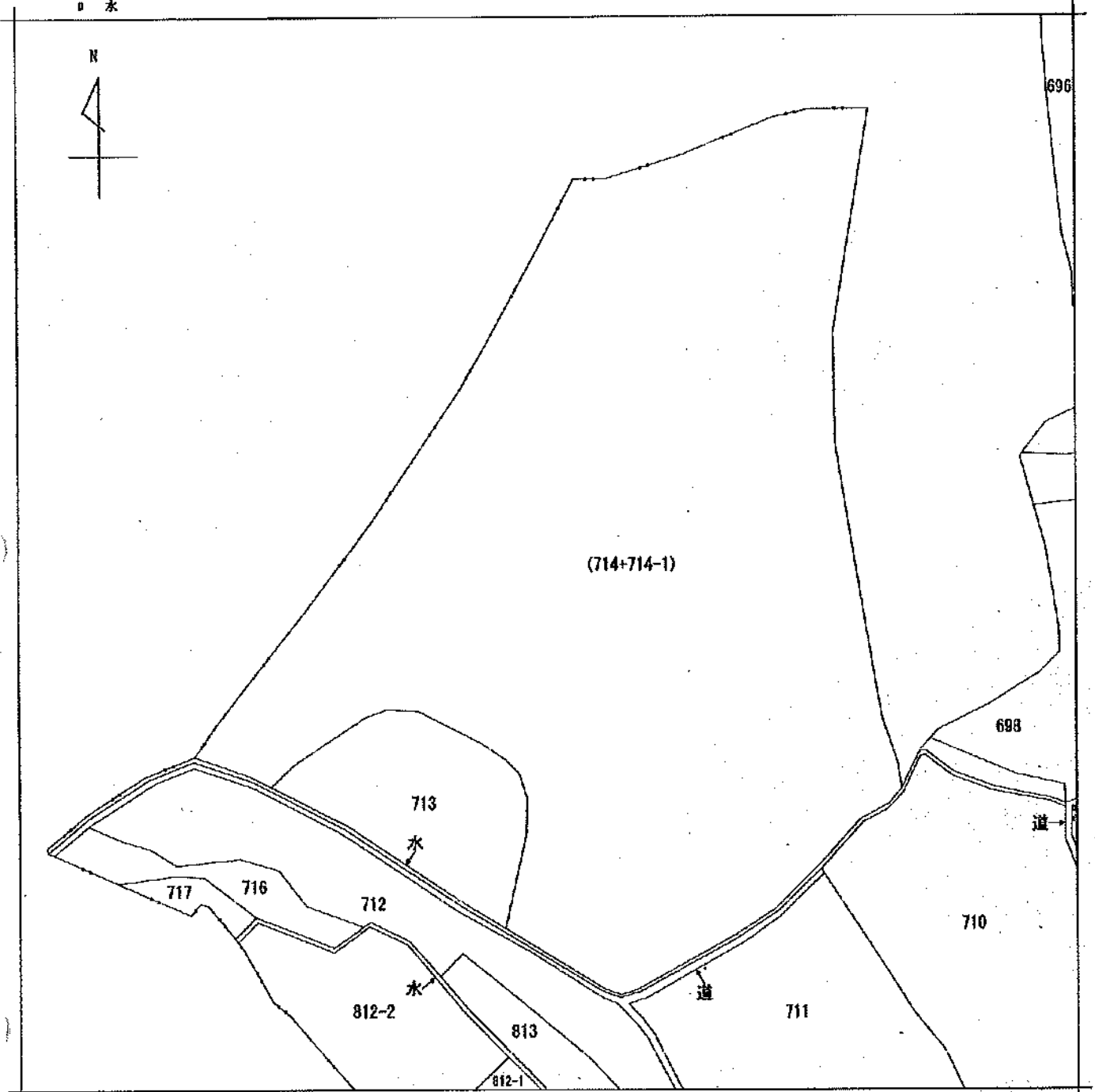
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-7
(2/2)

清口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 大河内町

請求部	所在	松阪市大河内町字カモ川			地番	714番		
出縮	1/600	精度区分	座標系又は 座番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

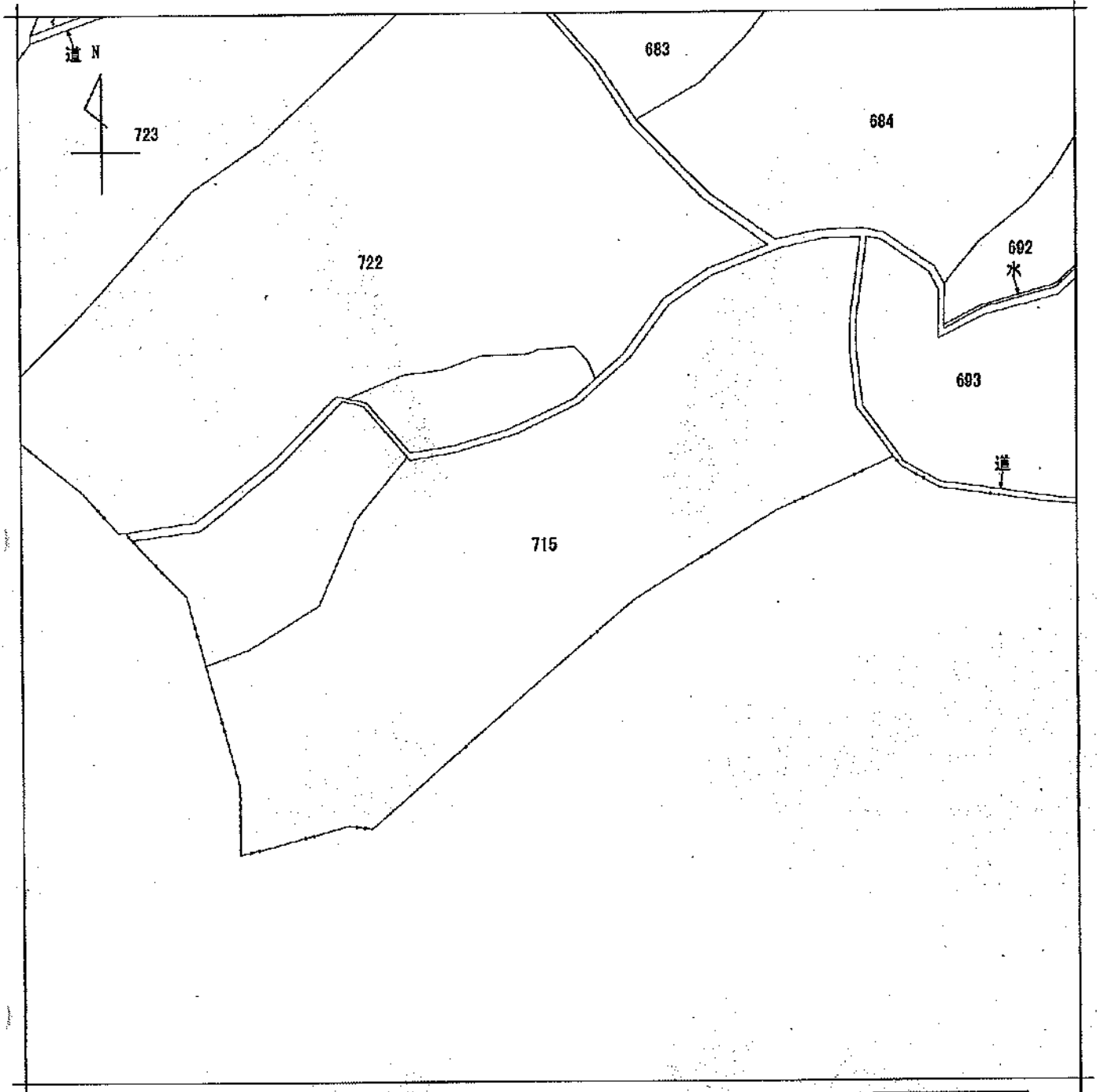
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-8
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	松阪市大河内町字小谷			地 番	715番		
出 縮 力 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 又 番 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

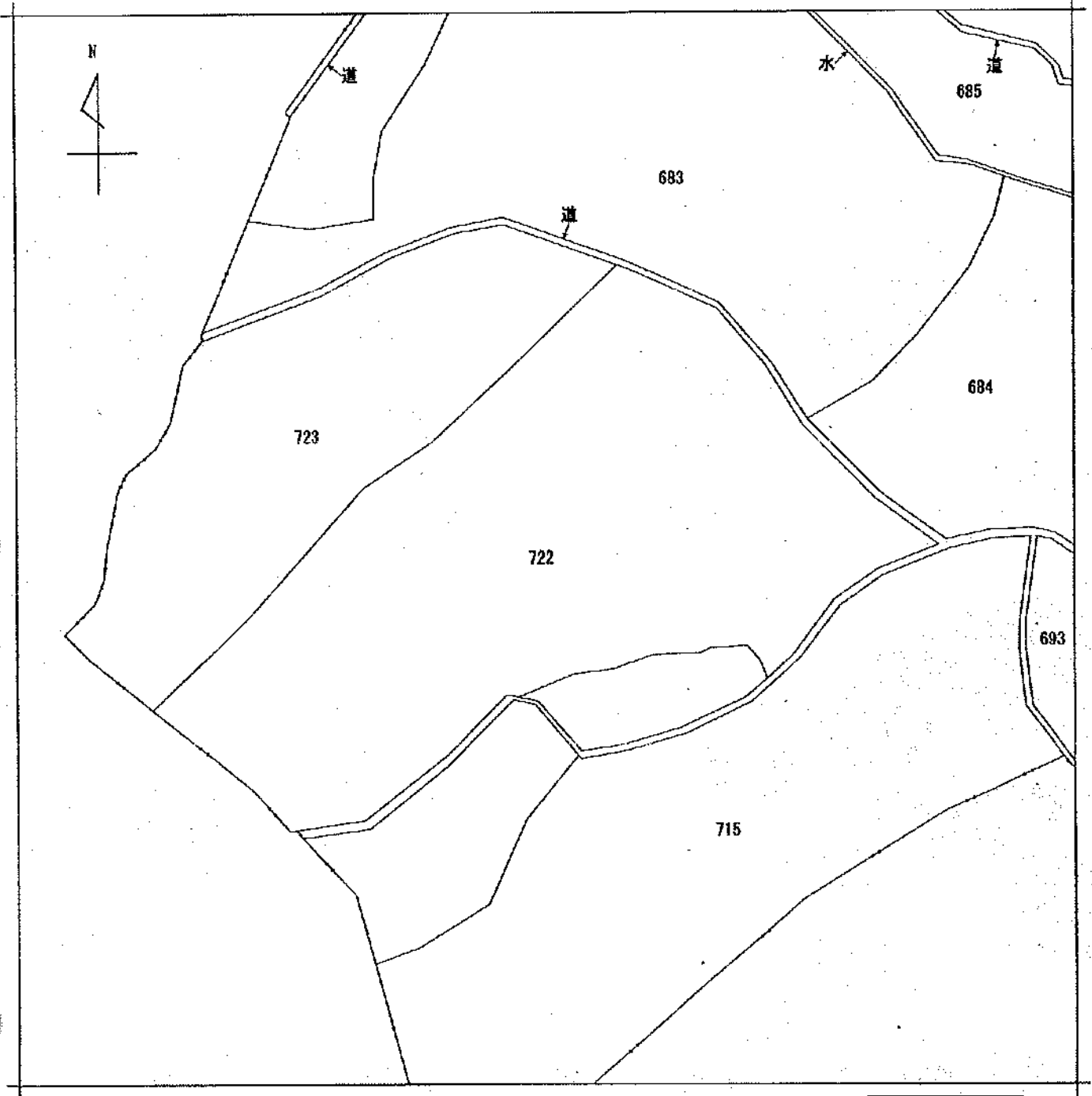
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方務局松阪支局
登記官

請求番号：12-9
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字小谷		地番	722番		
出力縮	1/600	精度区	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補事項	

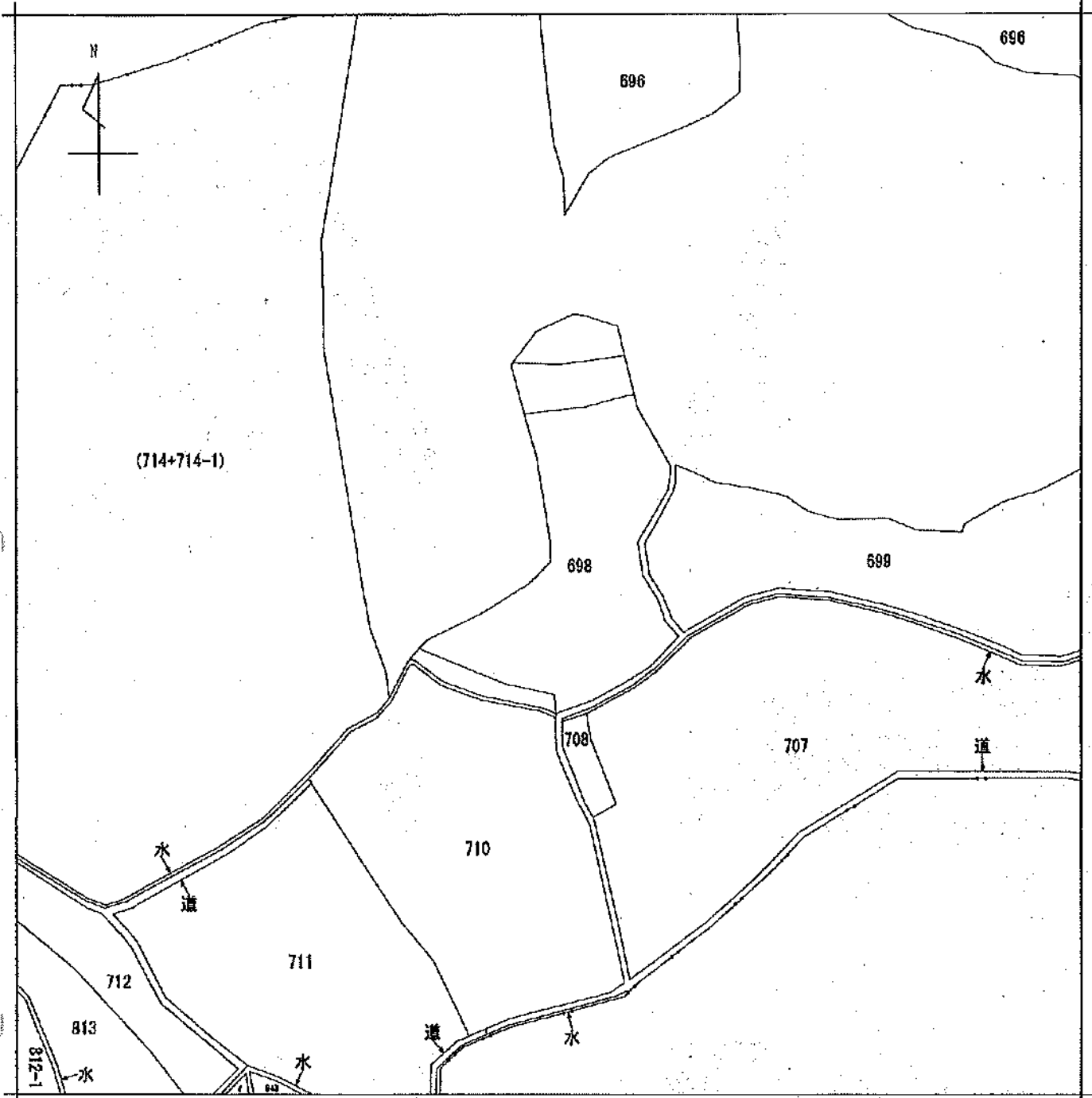
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
 津地方法務局松阪支局
 登記官

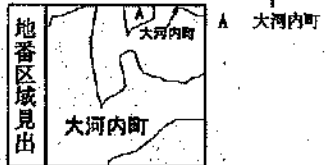
請求番号：12-10
 (1/1)

清口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	松阪市大河内町字カモ川			地番	698番	
出縮	力尺	1/600	精度分	座標系 番号は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記事項	
						種類	旧土地台帳附属地図

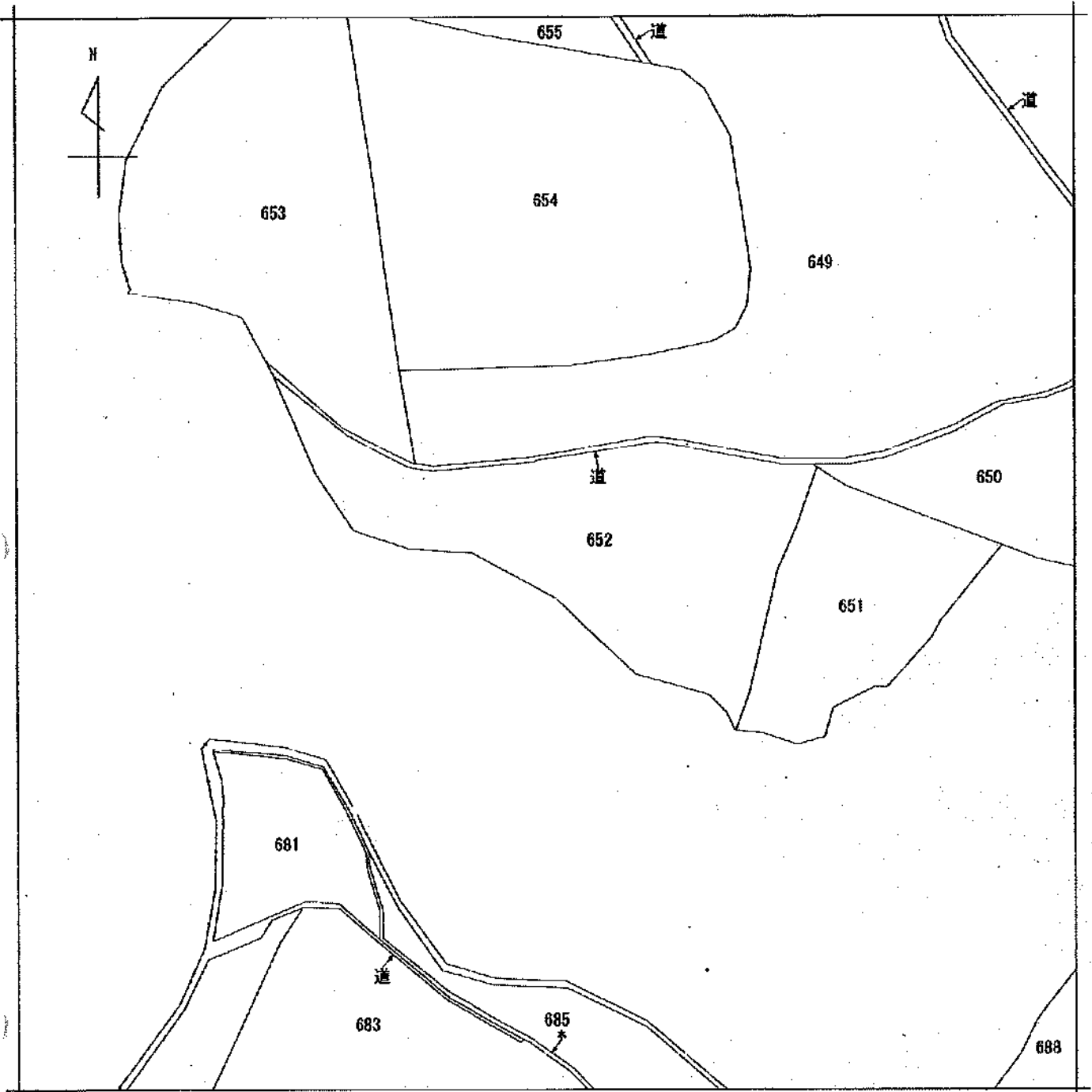
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

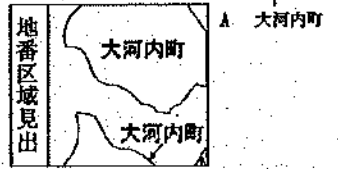
請求番号：12-11
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字小谷		地番	652番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は座番記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

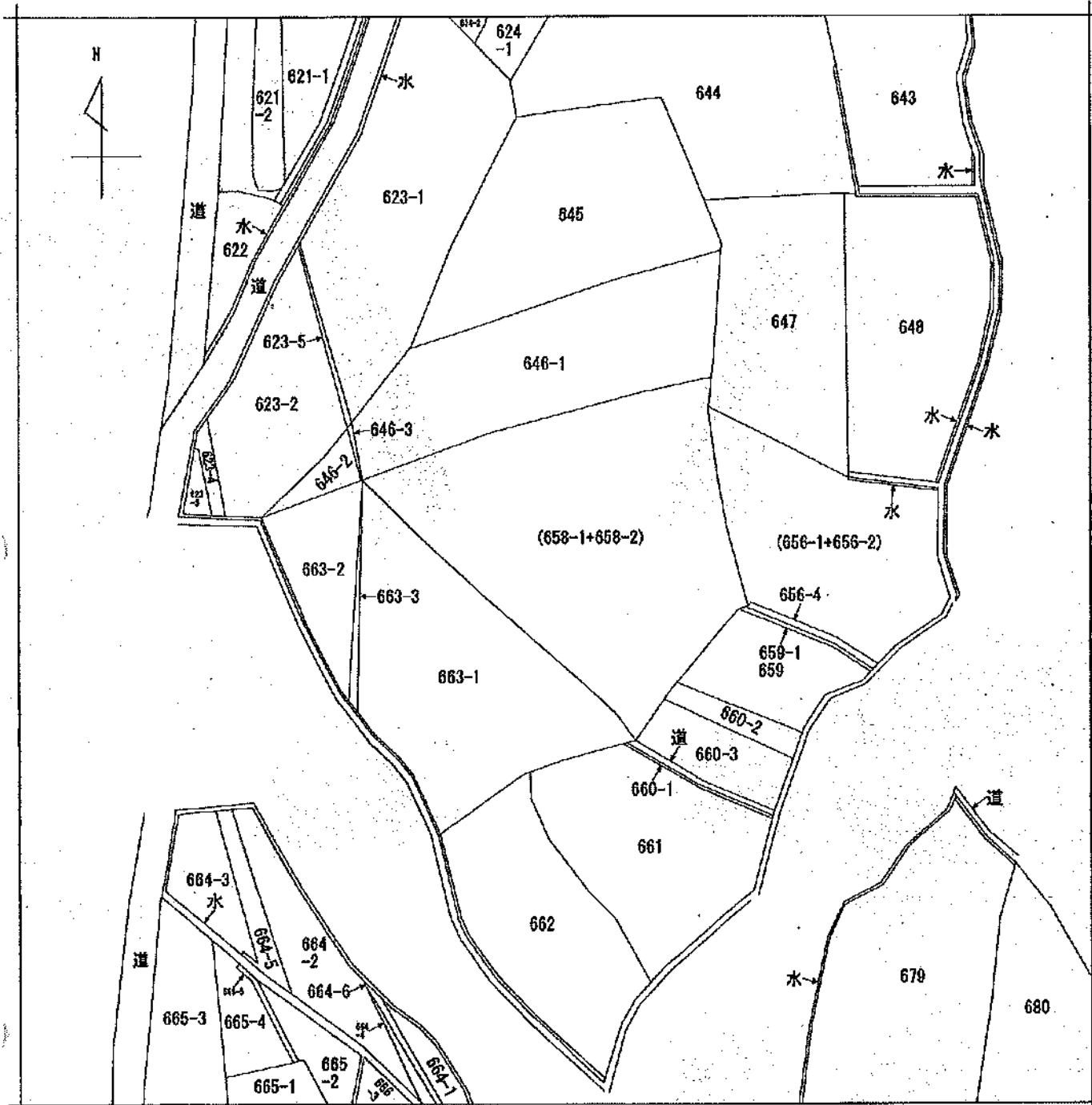
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

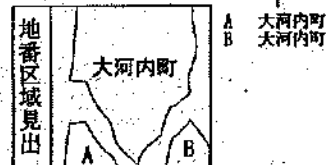
請求番号：12-2
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字大垣戸		地番	658番1	
出縮	力尺	1/600	精度区	座標系	分類	種類
				番号	地図に準ずる図面	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備考	付年月日(原図)	補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

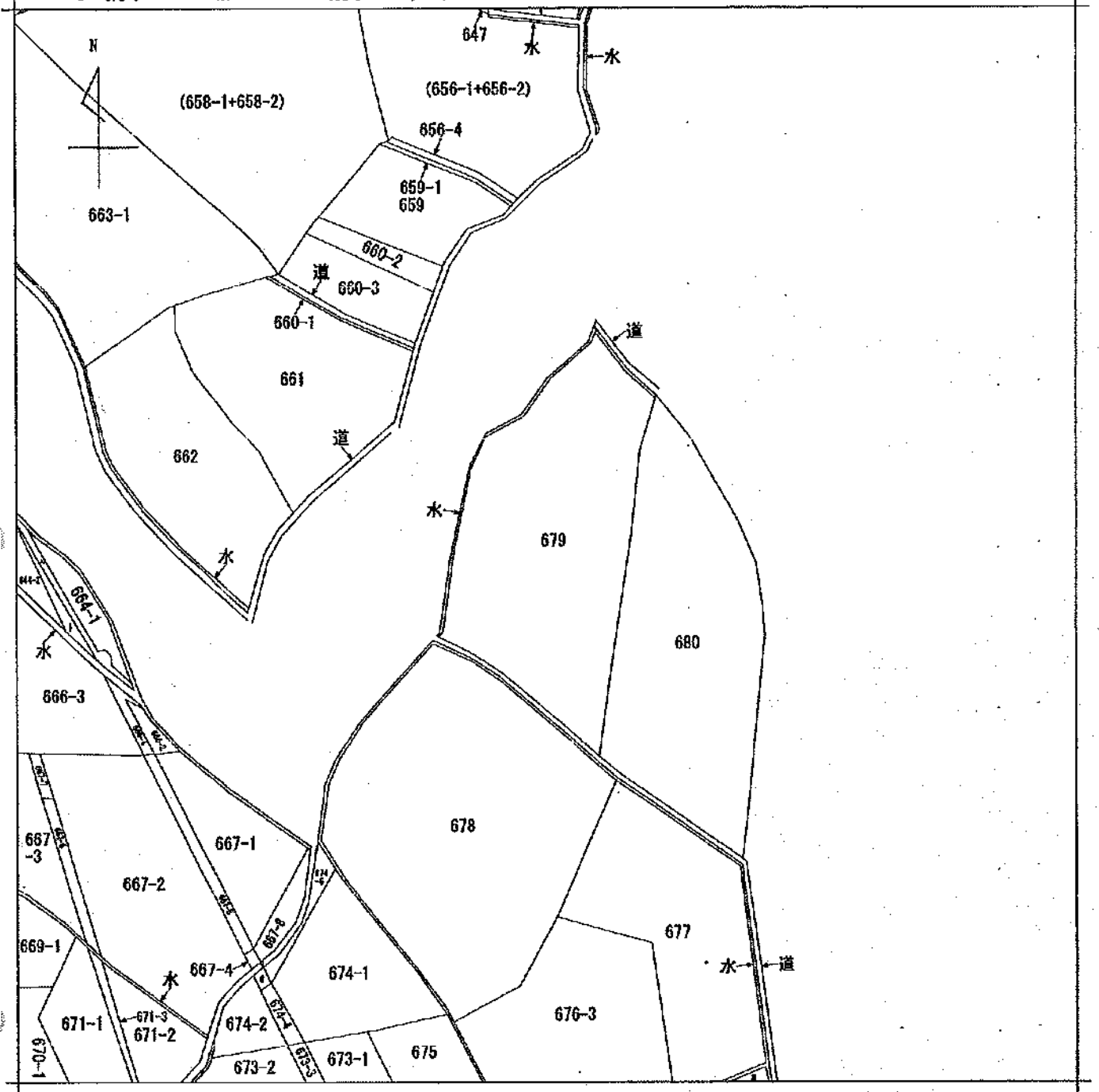
令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-1
(1/1)

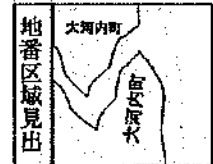
溝口和孝



1 648 2 646-1 3 671-3 4 654-4 5 道
 6 676-4 7 水 8 664-6 9 水



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の簡略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字大垣戸		地番	679番	
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系又は 座番は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日 (原図)	補記事項	
						種類 旧土地台帳附属地図

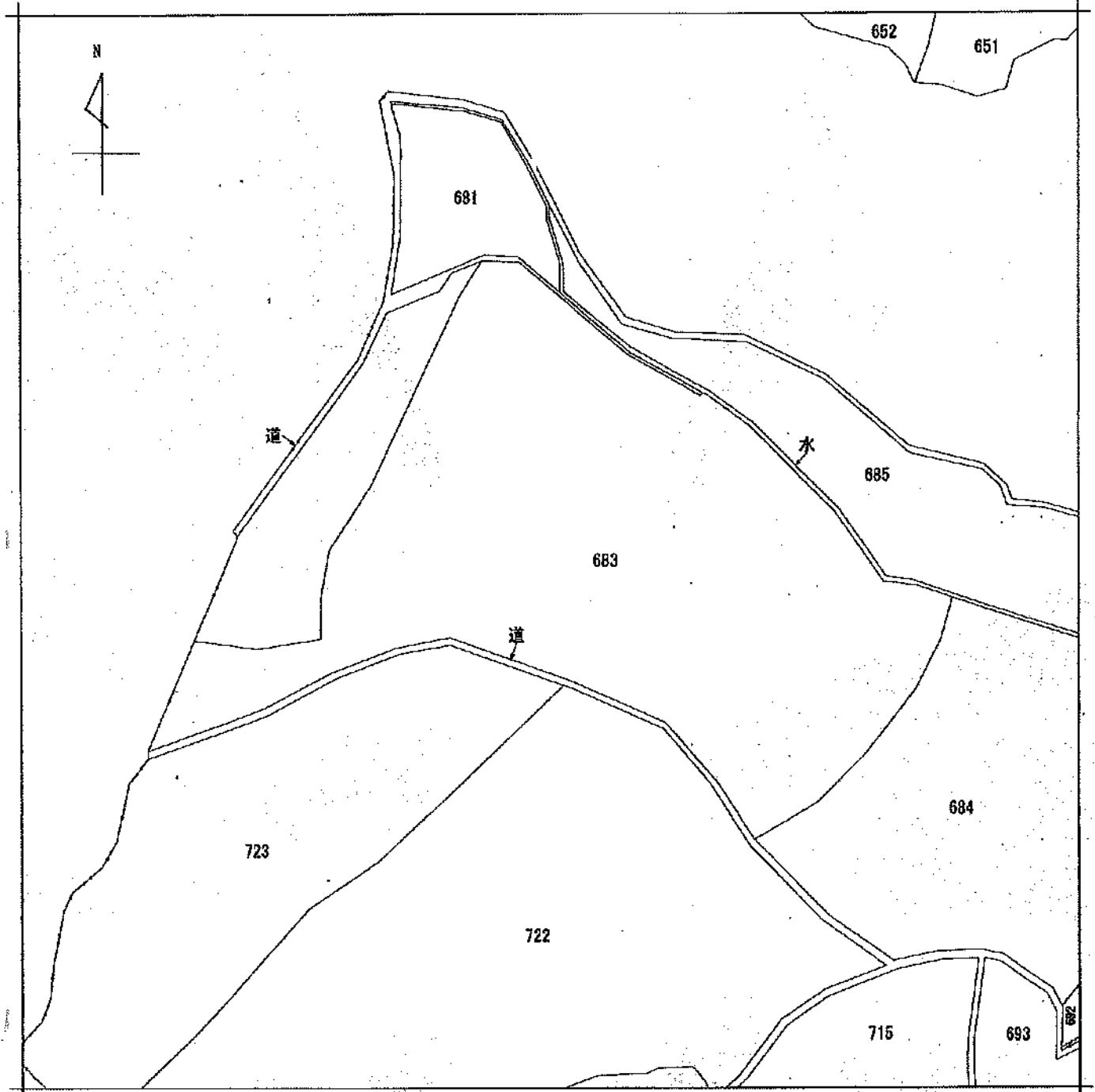
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
 津地方法務局松阪支局
 登記官

請求番号：12-3
 (1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして換え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松阪市大河内町字小谷			地番	683番		
出力	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月12日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：12-4
(1/1)

溝口和孝



委任状

受任者

行政書士 橋本 尚美
登録番号 第 04211651号
事務所 三重県津市白塚町 943 番地 2
行政書士 橋本事務所
連絡先 TEL: 090-3552-4574
FAX: 059-231-0307
MAIL finestory77@gmail.com

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 産業廃棄物処理施設許可申請につき資料収集・書類作成・申請代理・補正・申立・取下げに関する一切の件

令和 6年 11月 5日

委任者 所在地

名称

三重県松阪市坂南町瀬見2318番地3

中央土木株式会社

代表者

代表取締役 角谷勝利

連絡先

TEL 0598-32-8800



